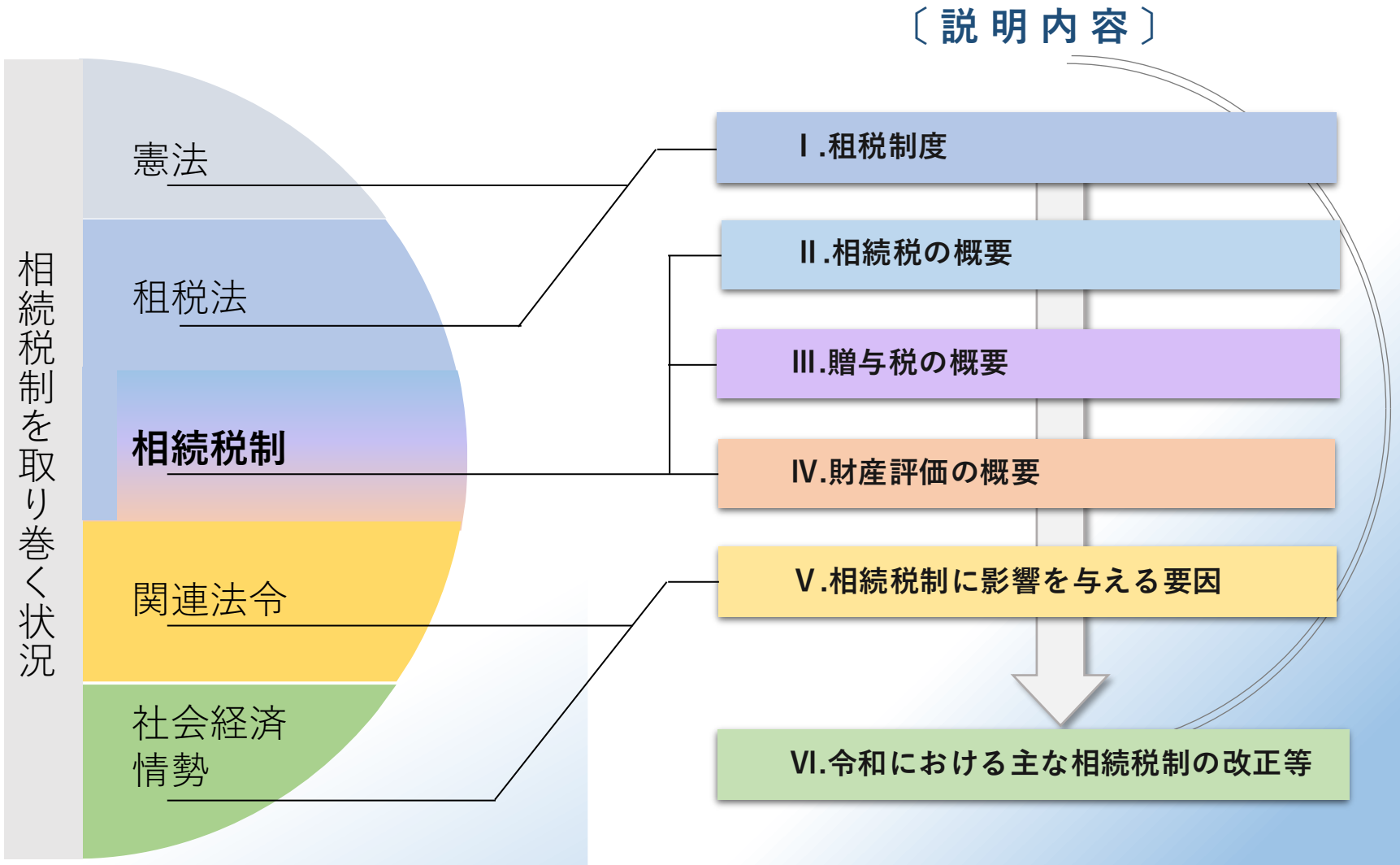
相続税制の概要と令和における動き

税務大学校 専門教育部 教授
甲斐 裕也

相続税制の概要と令和における動き



相続税制の概要と令和における動き

Ⅰ.租税制度

Ⅱ.相続税の概要

Ⅲ.贈与税の概要

Ⅳ.財産評価の概要

Ⅴ.相続税制に影響を与える要因

Ⅵ.令和における主な相続税制の改正等

租税の意義

税とは、社会共通の費用を賄うための会費

租税の役割

租税は国民生活を支える公的サービスの財源として国民全体で負担 ⇒ 幸福な暮らし・富の公平・経済安定など政府の役割拡大 ⇒ 租税の役割の重要性増加

租税原則

税負担の「公平」・納税者の選択への「中立」・制度の「簡素」

租税原則の例外

・経済政策、社会政策その他の政策的理由に基づき、租税特別措置等が存在
・租税特別措置等は、基本的には「公平・中立・簡素」という租税原則に反するが、特定の政策目的の実現を目指して、例外的に特定の者の税負担を軽減

※税制調査会令和５年６月「わが国税制の現状と課題」を基に作成

租税法の基本原則

租税法律主義

租税は、公共サービスの資金を調達するために、国民の富の一部を国家の手に移すものであるから、その賦課・徴収は必ず法律の根拠に基づいて行わなければならない。憲法84条。

租税公平主義

税負担は国民の間に担税力に即して公平に配分されなければならず、各種の租税法律関係において国民は平等に取り扱われなければならない。憲法14条１項。

※金子宏著「租税法〔第24版〕」を基に作成

租税の分類と特徴

○租税の分類

所得課税	所得税　法人税　等	**消費課税**	消費税　酒税　たばこ税　等
資産課税等	**相続税・贈与税**　等		

○税目の特徴

所得税	・担税力に応じて、累進的に負担を求めることが可能 ・勤労世代（現役世代）が主として負担 ・各種控除などにより、個々人の担税力に対してきめ細かい配慮が可能
法人税	・その国での企業の活動に応じて負担を求めることが可能 ・企業の国際競争力などの観点も必要 ・税収が景気の動向に比較的左右されやすい
消費税	・世代や就労の状況にかかわらず国民が幅広く負担を分かち合うことが可能 ・税収が景気の動向に比較的左右されにくく安定的 ・貯蓄や設備投資等の意思決定に中立的で、企業活動に与える影響も相対的に小さい 等
相続税	**・資産の再分配**を行うことを通じ、**格差の固定化を防止**し、**機会の平等**を図る役割 **・納税者の勤労意欲等に中立的**

※財務省ＨＰ「国税・地方税の税目・内訳」、税制調査会令和５年６月「わが国税制の現状と課題」 を基に作成

相続税制の概要と令和における動き

Ⅰ.租税制度

Ⅱ.相続税の概要

Ⅲ.贈与税の概要

Ⅳ.財産評価の概要

Ⅴ.相続税制に影響を与える要因

Ⅵ.令和における主な相続税制の改正等

相続税の意義

税制調査会 令和５年６月「わが国税制の現状と課題」

我が国の相続税は、**相続や遺贈などにより財産を取得した個人**に対して課される税です。相続税の課税対象となる財産には、現預金や株式などの金融資産のほか、動産や不動産などのあらゆる資産が含まれます。

我が国の相続税は、基本的には、相続を契機とした**無償の財産取得に担税力**を見出し、課税するものであり、所得の稼得に対して課される**個人所得課税を補完**するものと考えられています。

その際、累進税率を適用することにより、**富の集中を抑制**し、**資産の再分配**を行うことを通じ、**格差の固定化を防止**し、**機会の平等**を図るという役割も果たしています。

相続税の意義

被相続人の遺産に対する課税としての側面

被相続人の生前所得についての清算

社会的恩恵により形成した財産の社会への還元

社会保障制度を通じた”老後扶養の社会化”を踏まえた
生涯にわたり社会から受けた給付の清算

※税制調査会令和５年６月「わが国税制の現状と課題」を基に作成

相続税の意義

相続税の役割

少子高齢化、経済のストック化などの経済社会の構造変化
税制の負担構造のフラット化

↓

タックス・ミックスの観点

↓

再分配機能を有する相続税は、
引き続き重要な役割

生涯所得のうち消費しきれなかった
部分が相続財産を構成

↓

消費税とともに生涯所得全体に
対して適切な負担を求める観点

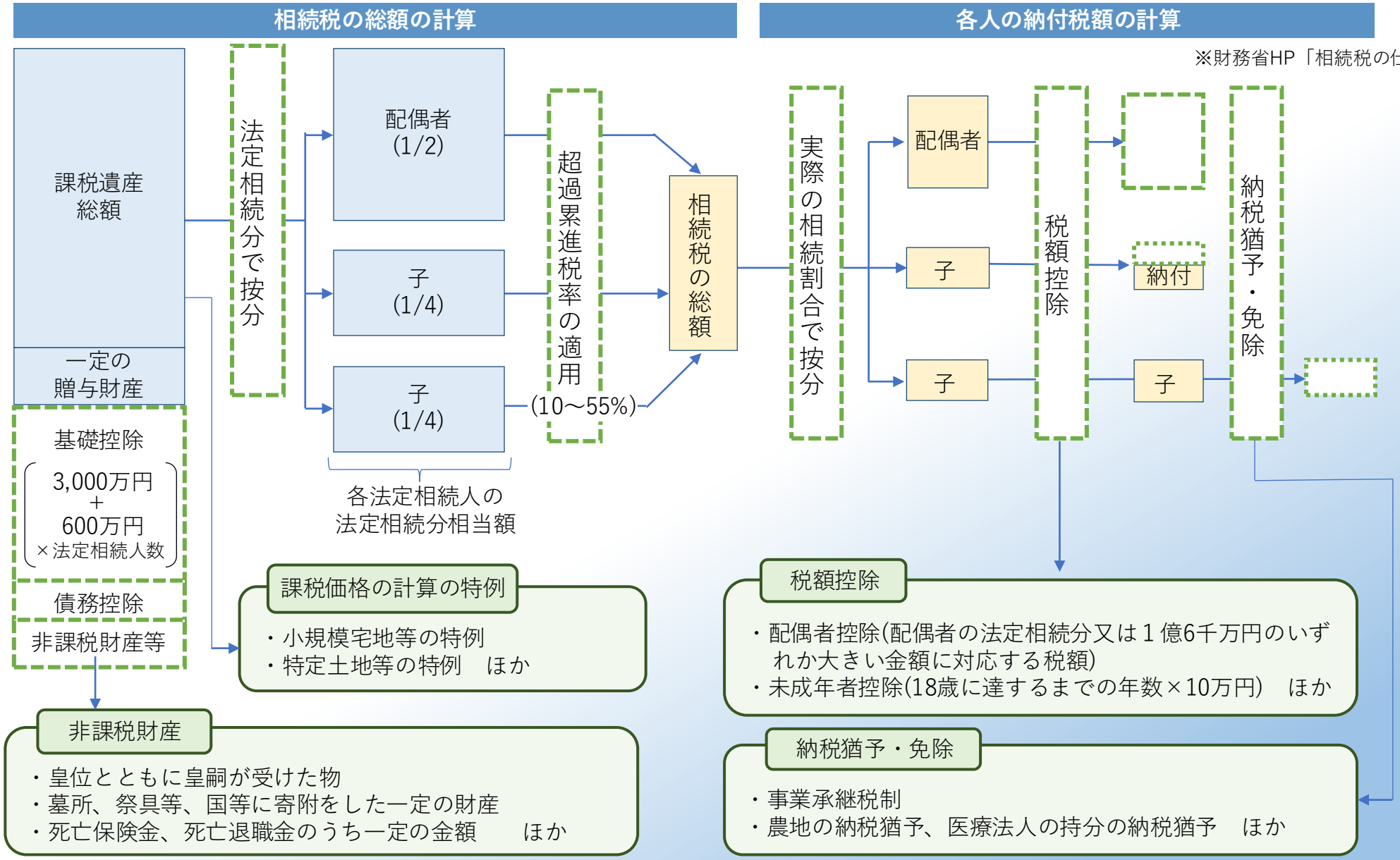
↓

相続時点での課税の
役割の重要性が増加

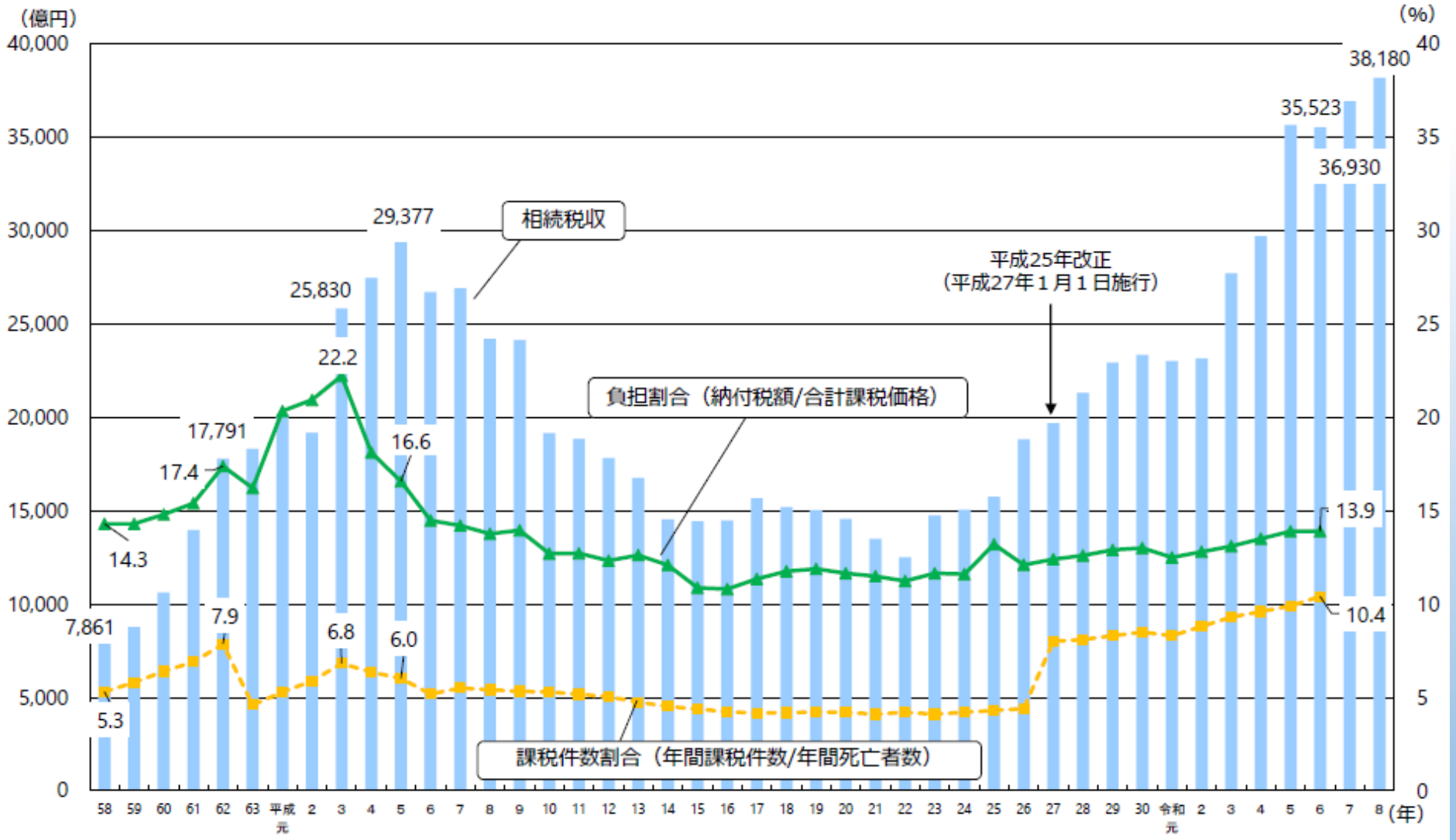
※税制調査会令和５年６月「わが国税制の現状と課題」 を基に作成

相続税のしくみ

※財務省HP「相続税の仕組み」を参考に作成



相続税の課税件数割合及び相続税・贈与税収の推移



（注１） 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む（令和６年度以前は決算額、令和７年度は補正後予算額、令和８年度は予算額）。
（注２） 課税件数、納付税額及び合計課税価格は、「国税庁統計年報書」により、死亡者数は、「人口動態統計」（厚生労働省）による。

出典：財務省HP「相続税の改正に関する資料」

相続税の合計課税価格階級別の課税状況(令和６年分)

合計課税価格階級区分	件数		納付税額		平均課税価格(a)	平均納付税額(b)	負担割合(b)／(a)
	件数	累積割合	税額	累積割合			
	件	%	億円	%	万円	万円	%
～５千万円	16,687	10.0	104	0.3	4,442	62	1.4
～１億円	83,500	60.1	2,248	7.2	7,090	269	3.8
～２億円	43,492	86.2	5,373	23.8	13,679	1,235	9.0
～３億円	11,358	93.0	3,961	36.0	24,119	3,487	14.5
～５億円	6,823	97.1	4,957	51.3	37,729	7,265	19.3
～７億円	2,245	98.4	3,070	60.8	58,333	13,676	23.4
～１０億円	1,295	99.2	2,875	69.6	82,757	22,198	26.8
～２０億円	981	99.8	3,928	81.7	134,478	40,044	29.8
２０億円超	**349**	100.0	**5,930**	100.0	504,370	169,919	33.7
合計	166,730	－	32,446	－	14,025	1,946	13.9

※財務省HP「相続税・贈与税に係る基本的計数に関する資料」 を基に作成

相続税制の概要と令和における動き

Ⅰ.租税制度

Ⅱ.相続税の概要

Ⅲ.贈与税の概要

Ⅳ.財産評価の概要

Ⅴ.相続税制に影響を与える要因

Ⅵ.令和における主な相続税制の改正等

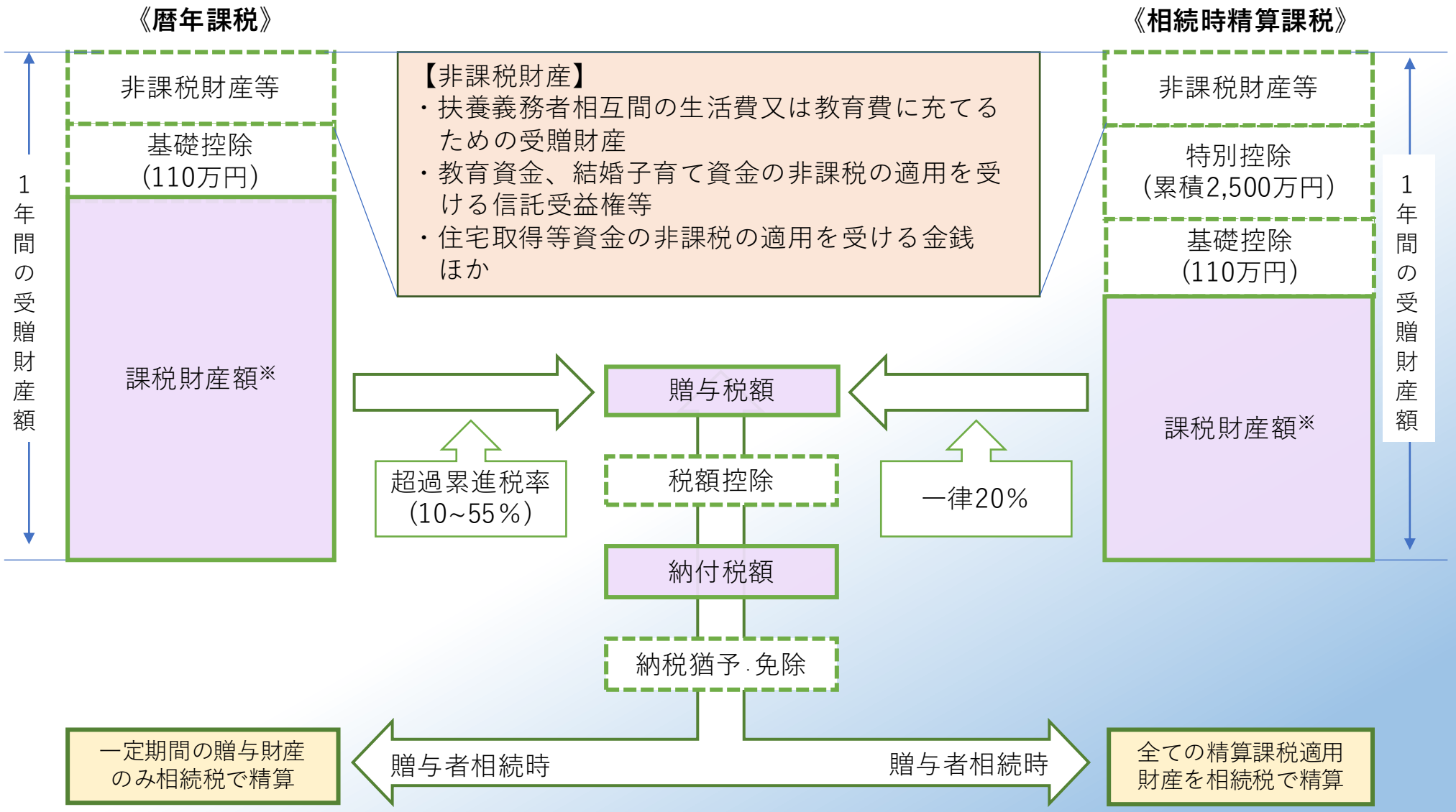
贈与税の概要

税制調査会令和５年６月「わが国税制の現状と課題」

個人が財産を**個人に贈与**した場合、贈与を受けた者に対しては、贈与税が課されます。

贈与税は、贈与による無償の財産取得に担税力を見出して課税するものです。仮に生前贈与によって税負担なく資産を移転することができるとすれば、相続税の機能が十分に発揮されなくなることから、**相続税を補完する役割**を果たしています。

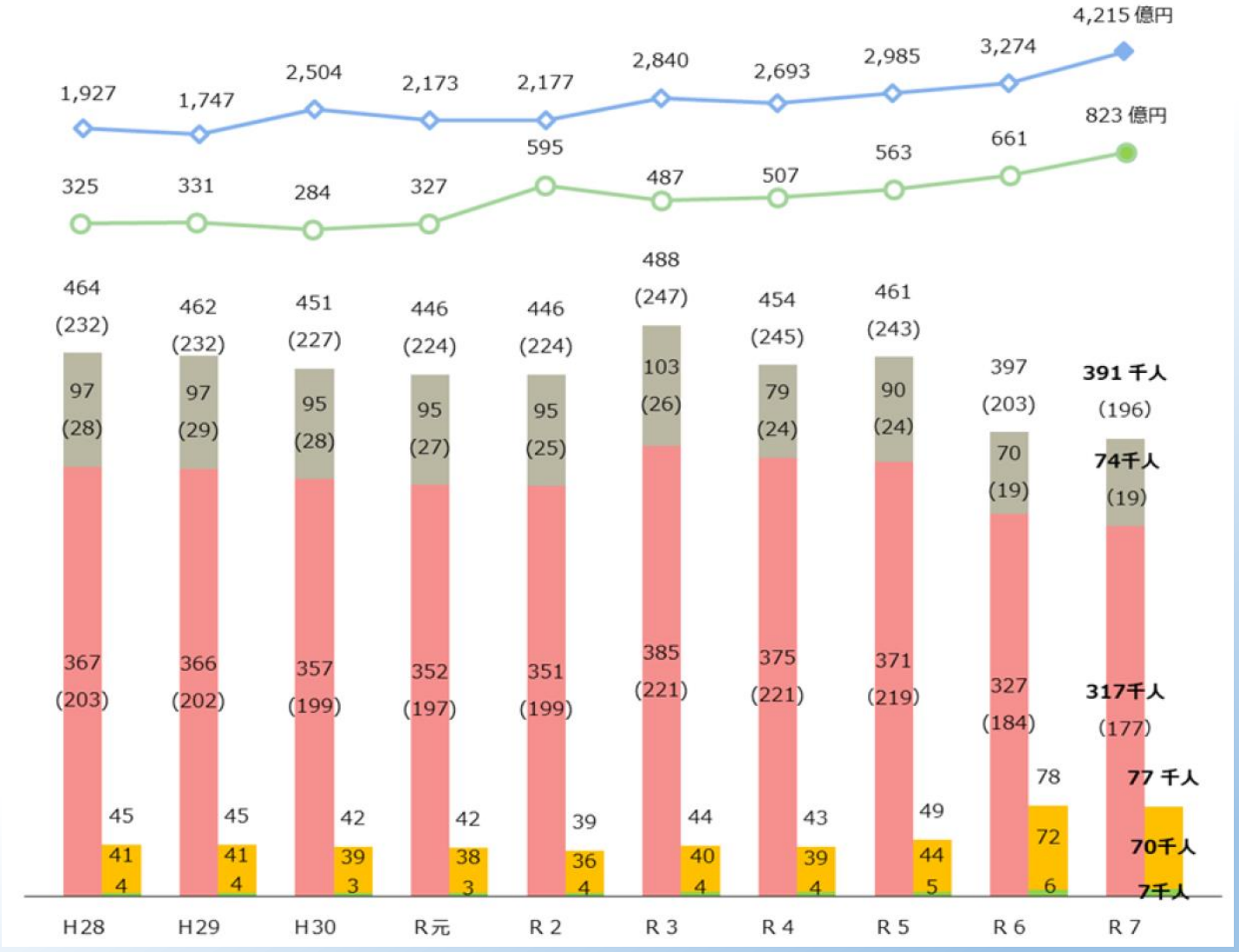
贈与税のしくみ


《暦年課税》
《相続時精算課税》
1年間の受贈財産額
非課税財産等
基礎控除（110万円）
課税財産額※
【非課税財産】
・扶養義務者相互間の生活費又は教育費に充てるための受贈財産
・教育資金、結婚子育て資金の非課税の適用を受ける信託受益権等
・住宅取得等資金の非課税の適用を受ける金銭
ほか
非課税財産等
特別控除（累積2,500万円）
基礎控除（110万円）
課税財産額※
1年間の受贈財産額
贈与税額
超過累進税率（10~55％）
税額控除
一律20％
納付税額
納税猶予・免除
一定期間の贈与財産のみ相続税で精算
贈与者相続時
贈与者相続時
全ての精算課税適用財産を相続税で精算

暦年課税及び相続時精算課税別の申告状況の推移

「令和７年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について」（報道発表資料）
国税庁令和８年５月





（注）１　（）内の数値は、特例税率に係る贈与税の申告人員です。
　　２　相続時精算課税に係る申告人員には、暦年課税との併用者を含んでいます。

相続税制の概要と令和における動き

Ⅰ.租税制度

Ⅱ.相続税の概要

Ⅲ.贈与税の概要

Ⅳ.財産評価の概要

Ⅴ.相続税制に影響を与える要因

Ⅵ.令和における主な相続税制の改正等

財産評価の概要

被相続人
贈与者



相続・贈与



多種多様な
財産



相続人
受贈者



〔評価の原則〕
相続税法22条

〔特別の定め〕
相続税法23～26条

相続時点・贈与時点における
時価によって評価

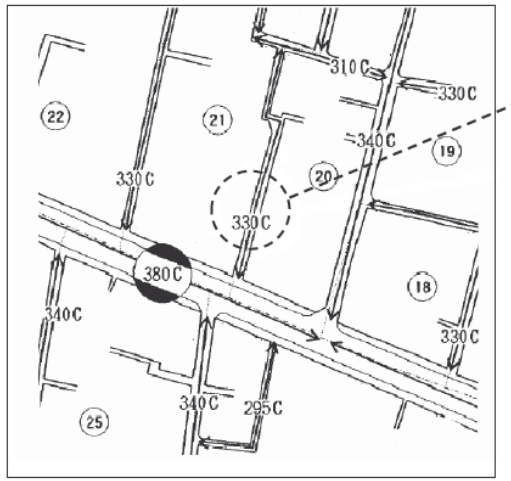
地上権
配偶者居住権
定期金に関する権利　ほか

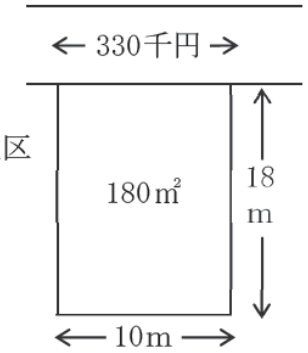
不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立する価格

土地（宅地）評価の概要

路線価方式

路線価図（抜粋）





（路線価）　（奥行価格補正率）　（面積）　（評価額）
330千円　×　1.00　×　180㎡　＝　5,940万円

倍率方式

評価倍率表（抜粋）

固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
路線	比準	比準	比準	比準		
路線	比準	比準	比準	比準		
1.1	純 13	純 22				
1.1	純 11	純 16	純 19	純 20		

（固定資産税評価額）　（倍率）　（評価額）
1,000万円　×　1.1　＝1,100万円

※　評価倍率表の「固定資産税評価額に乗ずる倍率等」欄に「路線」と表示されている地域については、路線価方式により評価を行います。

※国税庁「令和８年分相続税の申告のしかた」より

路線価等は、１月１日を評価時点として、１年間の地価変動などを考慮し、地価公示価格等を基にした価格の８０％程度を目途に定めています。

※国税庁HP「令和８年分の路線価等について（令和８年7月国税庁）」より

取引相場のない株式の評価の概要

	同族株主等（原則的評価方式）		左記以外（特例的評価方式）	
大会社	原則：**類似業種比準方式** ※純資産価額方式の選択可	類似業種の株価を基に、評価する会社の一株当たりの「配当金額」、「利益金額」、「純資産価額（簿価）」の3つで比準して評価する方法	**配当還元方式**	その株式を所有することによって受け取る一年間の配当金額を、一定の利率（10％）で還元して元本である株式の価額を評価する方法
中会社	原則：**併用方式** ※純資産価額方式の選択可	大会社と小会社の評価方法を併用して評価		
小会社	原則：**純資産価額方式** ※併用方式の選択可	会社の総資産や負債を原則として相続税の評価に洗い替えて、その評価した総資産の価額から負債や評価差額に対する法人税額等相当額を差し引いた残りの金額により評価する方法		

（参考）資産の保有状況や営業の状態などが特異な会社については、特定の評価会社として原則として純資産価額方式により評価

※国税庁HPタックスアンサー、国税庁HP「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議（第１回）資料（2026年４月20日）」を参考に作成

相続税制の概要と令和における動き

Ⅰ.租税制度

Ⅱ.相続税の概要

Ⅲ.贈与税の概要

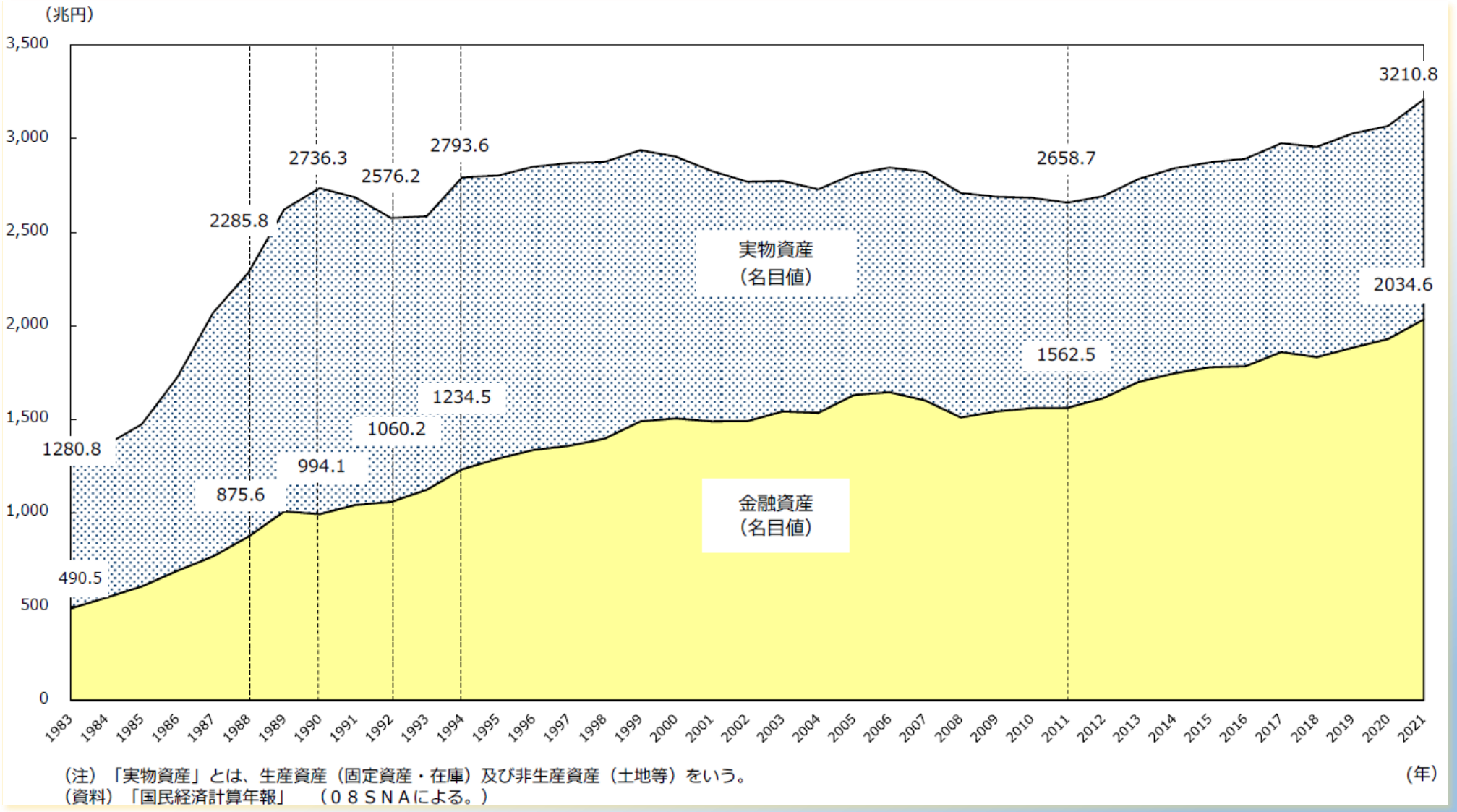
Ⅳ.財産評価の概要

Ⅴ.相続税制に影響を与える要因

Ⅵ.令和における主な相続税制の改正等

社会経済情勢

〔家計資産残高の推移〕



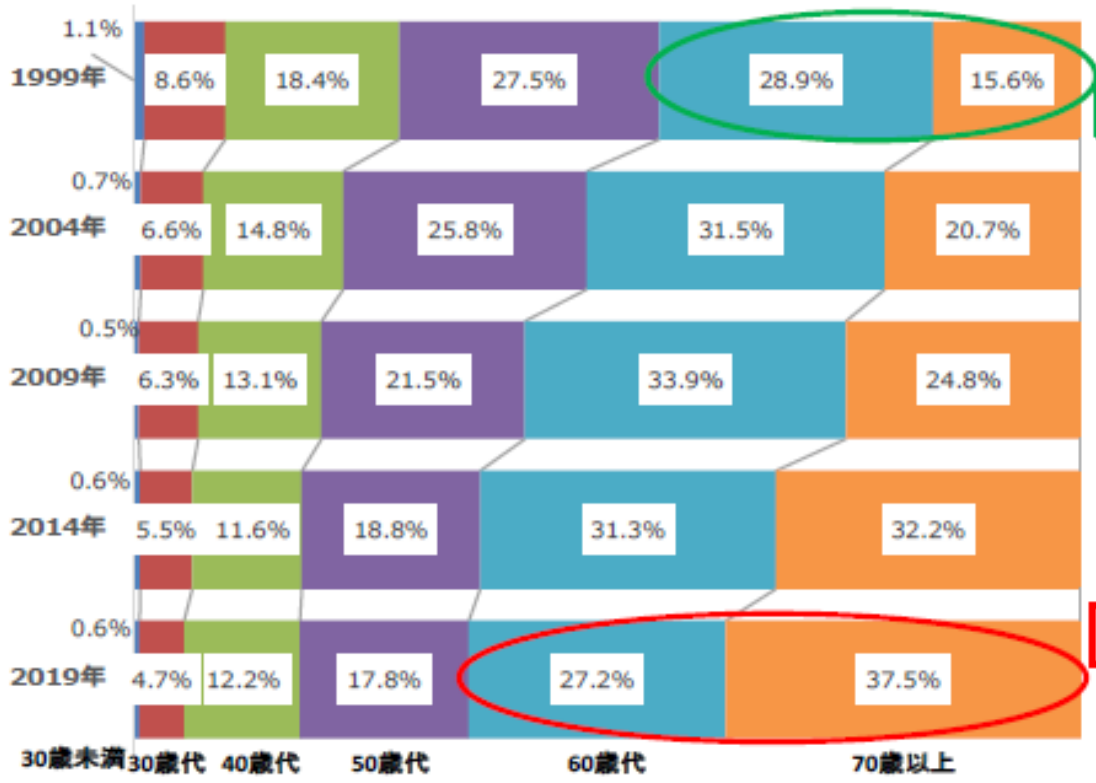
（注）「実物資産」とは、生産資産（固定資産・在庫）及び非生産資産（土地等）をいう。
（資料）「国民経済計算年報」　（０８ＳＮＡによる。）

※出典：税制調査会令和５年６月「わが国税制の現状と課題」

社会経済情勢

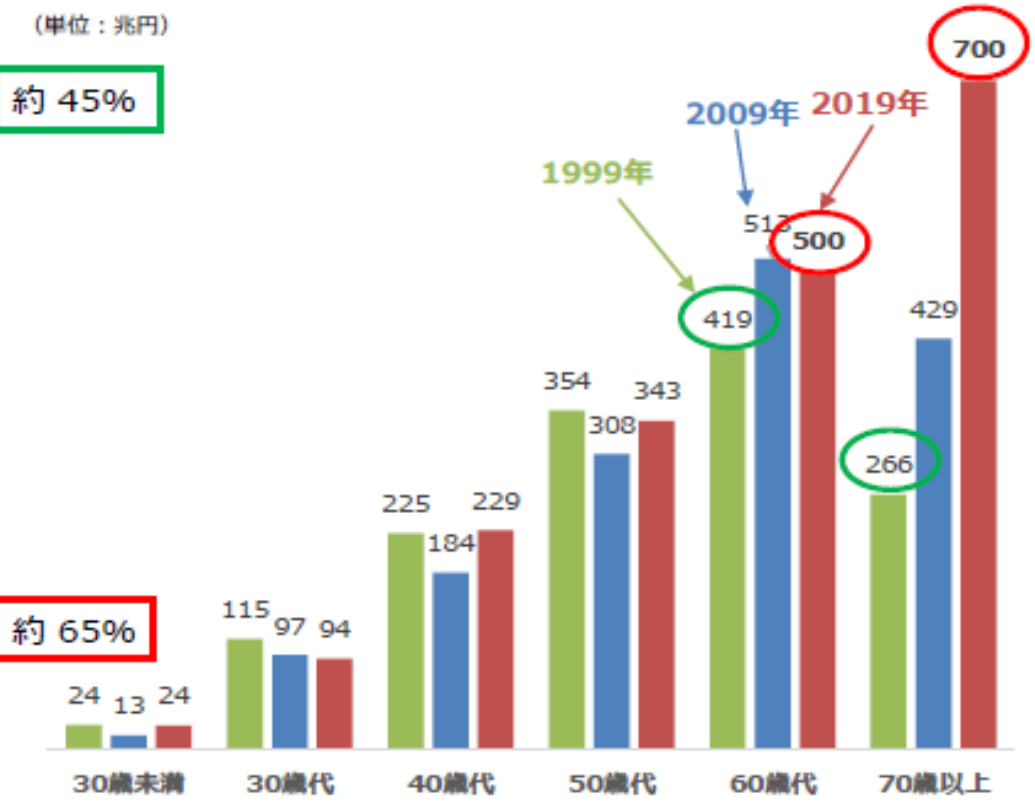
〔年代別 金融資産保有残高〕

年代別 金融資産残高の分布の推移



（注）「金融資産」は貯蓄現在高（負債現在高控除前）による。なお、「貯蓄現在高」は、銀行その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計。
（出典）総務省「全国家計構造調査」（二人以上の世帯）により作成。

年代別 金融資産保有総額



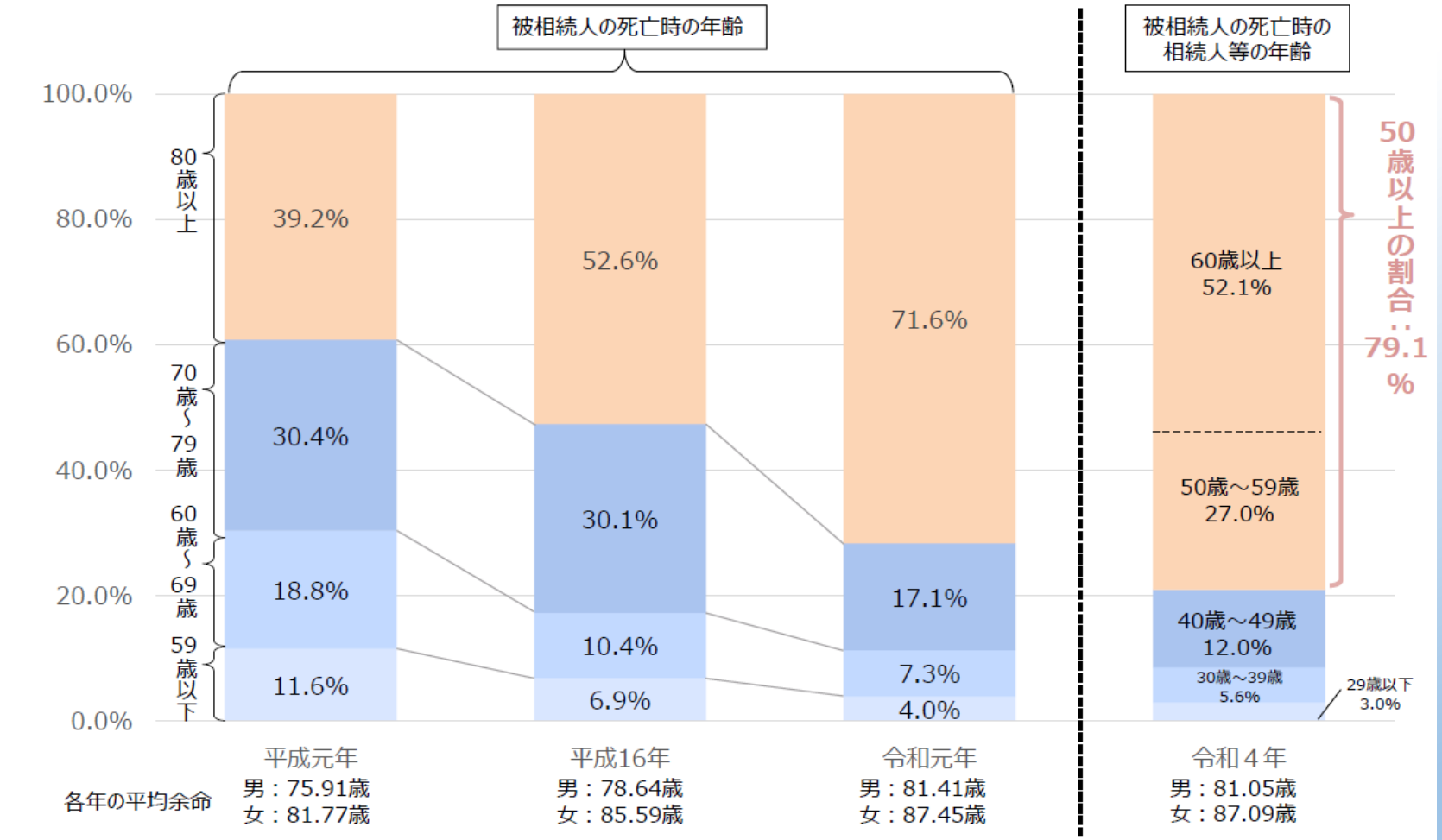
（出典）日本銀行「資金循環統計」、総務省「全国家計構造調査」より推計。

※出典：税制調査会令和５年６月「わが国税制の現状と課題」

社会経済情勢

〔被相続人・相続人の年齢〕

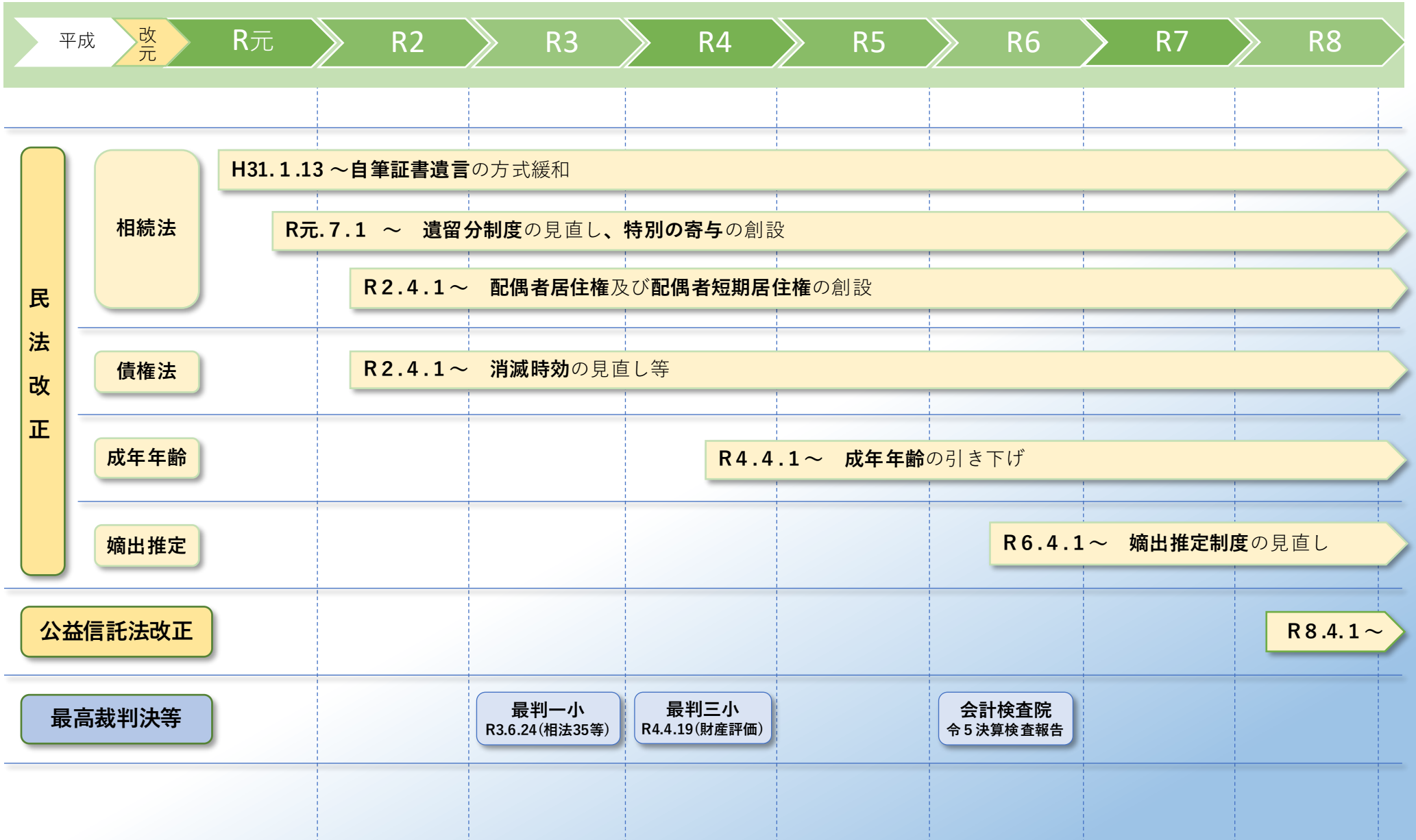
○　被相続人は高齢化しており、相続人も、60歳以上の者は５割以上、50歳以上の者は約８割となっている。相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況（老老相続）。



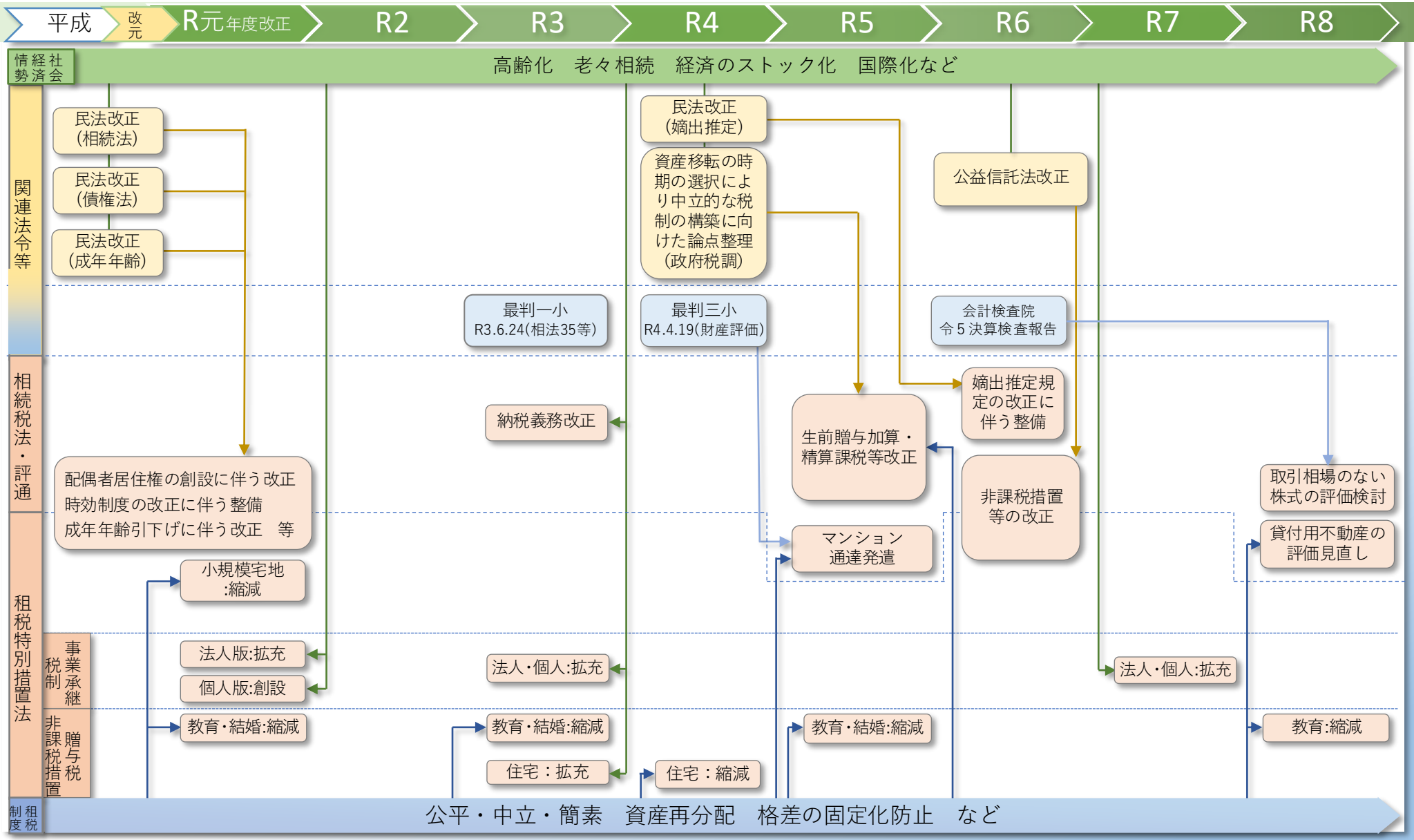
（出所）年齢の分布については主税局調べ。平均余命については厚生労働省「簡易生命表」

※出典：税制調査会令和６年５月13日「説明資料〔経済社会の構造変化等について〕（財務省・総務省）」

関連法令等の動き


平成
改元
R元
R2
R3
R4
R5
R6
R7
R8
民法改正
相続法
H31.1.13～自筆証書遺言の方式緩和
R元.7.1 ～ 遺留分制度の見直し、特別の寄与の創設
R2.4.1～ 配偶者居住権及び配偶者短期居住権の創設
債権法
R2.4.1～ 消滅時効の見直し等
成年年齢
R4.4.1～ 成年年齢の引き下げ
嫡出推定
R6.4.1～ 嫡出推定制度の見直し
公益信託法改正
R8.4.1～
最高裁判決等
最判一小
R3.6.24(相法35等)
最判三小
R4.4.19(財産評価)
会計検査院
令5決算検査報告

社会経済情勢・関連法令等と相続税制の関係



（注）小規模宅地：措置法第69条の４、事業承継税制(個人版)：措置法第70条の６の８～第70条の６の10、事業承継税制(法人版)：措置法第70条の７～第70条の7の8、住宅：措置法第70条の２、教育：措置法第70条の２の２、結婚：措置法第70条の２の３、評通：財産評価基本通達、マンション通達：居住用の区分所有財産の評価について(法令解釈通達)

相続税制の概要と令和における動き

Ⅰ.租税制度

Ⅱ.相続税の概要

Ⅲ.贈与税の概要

Ⅳ.財産評価の概要

Ⅴ.相続税制に影響を与える要因

Ⅵ.令和における主な相続税制の改正等

相続税制の概要と令和における動き

Ⅵ.令和における主な相続税制の改正等

1.改元等に伴う対応

2.相続税法の改正

⑴　民法（相続法）改正に伴う改正（配偶者居住権）〔令和元年度改正〕
⑵　生前贈与加算・相続時精算課税制度の改正〔令和５年度改正〕
⑶　公益信託税制の改正〔令和６年度改正〕

3.租税特別措置法の改正

⑷　小規模宅地等の特例の改正〔令和元年度改正〕
⑸　事業承継税制の改正〔令和元～８年度改正〕
⑹　教育資金の一括贈与の非課税の改正〔令和元～８年度改正〕

4.財産評価に関する通達の改正等

⑺　居住用の区分所有財産の評価について(法令解釈通達)〔令和６年～〕
⑻　貸付用不動産の評価の見直し〔令和９年～〕
⑼　取引相場のない株式の評価の動向〔令和６年～令和８年〕

相続税制の概要と令和における動き

Ⅵ.令和における主な相続税制の改正等

1.改元等に伴う対応

2.相続税法の改正

(1) 民法（相続法）改正に伴う改正（配偶者居住権）〔令和元年度改正〕
(2) 生前贈与加算・相続時精算課税制度の改正〔令和５年度改正〕
(3) 公益信託税制の改正〔令和６年度改正〕

3.租税特別措置法の改正

(4) 小規模宅地等の特例の改正〔令和元年度改正〕
(5) 事業承継税制の改正〔令和元～８年度改正〕
(6) 教育資金の一括贈与の非課税の改正〔令和元～８年度改正〕

4.財産評価に関する通達の改正等

(7) 居住用の区分所有財産の評価について(法令解釈通達)〔令和６年～〕
(8) 貸付用不動産の評価の見直し〔令和９年～〕
(9) 取引相場のない株式の評価の動向〔令和６年～令和８年〕

1.改元等に伴う対応

元号法（昭和54年法律第43号）

1 元号は、政令で定める。
2 元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める。

元号を改める政令（平成31年政令第143号）

内閣は、元号法（昭和54年法律第43号）第１項の規定に基づき、この政令を制定する。

元号を令和に改める。

附　則

この政令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年４月30日）の翌日から施行する。

1.改元等に伴う対応

改元に伴う元号による年表示の取扱いについて
（平成31年４月１日新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議申合せ）

３．個別事項

⑴　法令等

①法律及び政令

法律及び政令については、「平成」を用いて改元日以降の年を表示している場合であっても、当該表示は有効であり、改元のみを理由とする改正は行わないものとし、改元以外の理由により改正を行う際に、当該法律又は政令の全ての規定について改元に伴う必要な改正を併せて行うものとする。ただし、改元のみを理由とする改正を行わないことにより支障を生ずる特別の事情がある場合は、個別に検討の上、所要の措置を採るものとする。

1.改元等に伴う対応

天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議「最終報告」（平成29年４月21日）

Ⅳ　退位後の天皇及びその后に係る費用等
2 天皇の退位に伴い承継される由緒物への課税の有無

【現行制度の概要】
○皇室経済法上、「皇位とともに伝わるべき由緒ある物は、皇位とともに、皇嗣が、これを受ける」こととされている。
○相続税法（昭和25年法律第73号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）において、由緒物は非課税とされている。

天皇の退位に伴い、三種の神器（鏡・剣・璽）や宮中三殿（賢所・皇霊殿・神殿）などの皇位と共に伝わるべき由緒ある物（由緒物）は、新たな天皇に受け継がれることとなるが、これら由緒物の承継は、現行の相続税法によれば、贈与税の対象となる「贈与」とみなされる。

一方、相続税法第12条は、由緒物の価額は相続税の課税価格に算入しない、すなわち非課税である旨を明示的に規定しており、昭和天皇の崩御に伴い今上陛下が由緒物を相続された際には、この規定の適用により由緒物に対する相続税は非課税とされた。

このこととの均衡を考えれば、退位に伴う場合であっても、皇位継承に伴う由緒物の承継であることには変わりはないことから、相続の場合と同様に由緒物に対する贈与税も非課税とすることが適当である。

相続税制の概要と令和における動き

Ⅵ.令和における主な相続税制の改正等

1 .改元等に伴う対応

2 .相続税法の改正

⑴　民法（相続法）改正に伴う改正（配偶者居住権）〔令和元年度改正〕
⑵　生前贈与加算・相続時精算課税制度の改正〔令和５年度改正〕
⑶　公益信託税制の改正〔令和６年度改正〕

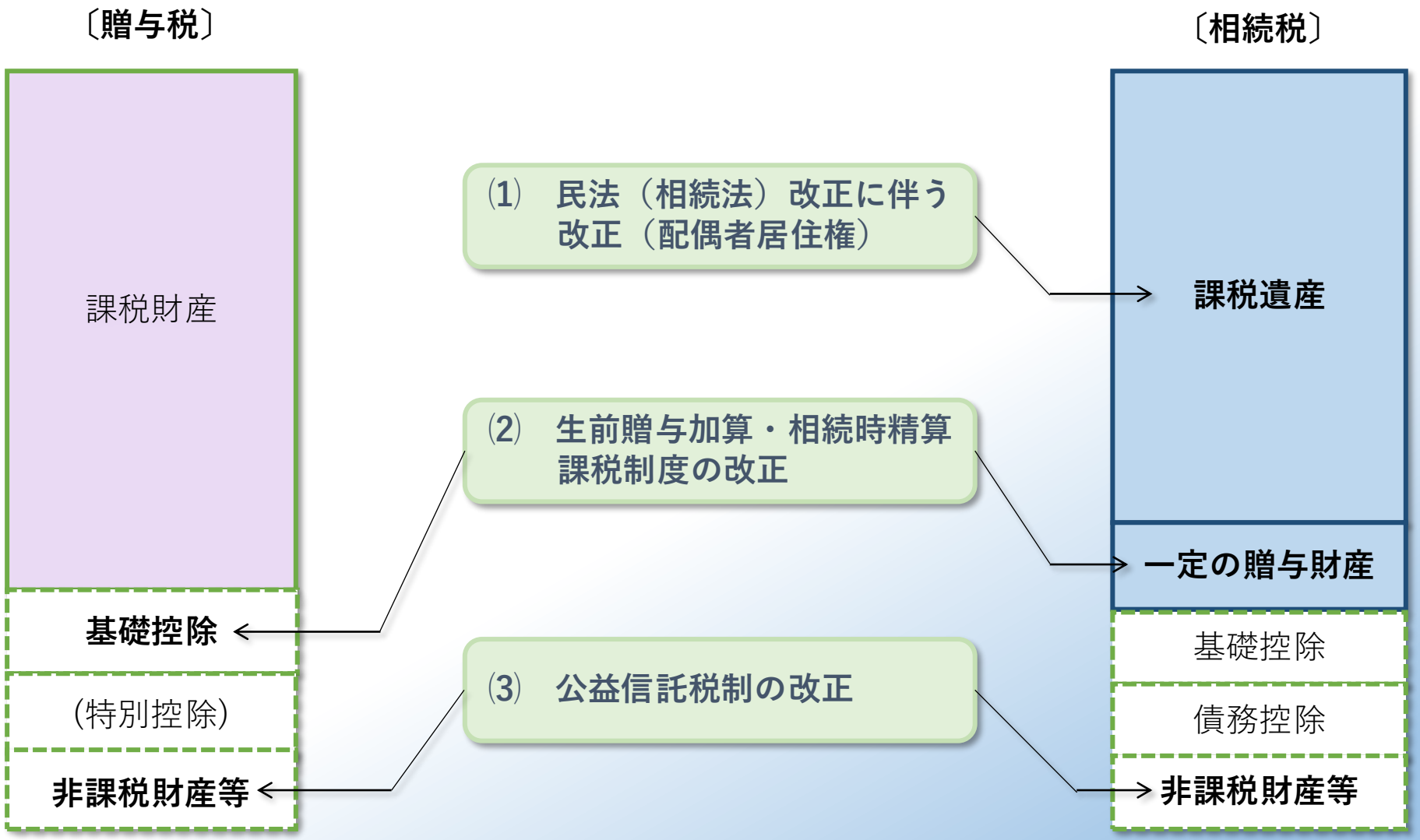
3 .租税特別措置法の改正

⑷　小規模宅地等の特例の改正〔令和元年度改正〕
⑸　事業承継税制の改正〔令和元～８年度改正〕
⑹　教育資金の一括贈与の非課税の改正〔令和元～８年度改正〕

4 .財産評価に関する通達の改正等

⑺　居住用の区分所有財産の評価について(法令解釈通達)〔令和６年～〕
⑻　貸付用不動産の評価の見直し〔令和９年～〕
⑼　取引相場のない株式の評価の動向〔令和６年～令和８年〕

2.相続税法の改正


〔贈与税〕
課税財産
基礎控除
(特別控除)
非課税財産等
(1) 民法（相続法）改正に伴う改正（配偶者居住権）
(2) 生前贈与加算・相続時精算課税制度の改正
(3) 公益信託税制の改正
〔相続税〕
課税遺産
一定の贈与財産
基礎控除
債務控除
非課税財産等

2.相続税法の改正

(1) 民法（相続法）改正に伴う改正（配偶者居住権）〔令和元年度改正〕

検討経緯

平成25年９月　嫡出でない子の相続分についての最高裁違憲決定
平成25年12月 上記決定を踏まえた民法改正
→国会審議等において，民法改正が及ぼす社会的影響に対する懸念や配偶者の保護の観点からの相続法制の見直しの必要性等について問題提起

主な審議経過

平成27年２月 法務大臣による諮問
平成27年４月 部会における調査審議開始
平成30年２月 総会における要綱決定・法務大臣への答申
平成30年７月 参議院本会議において法案の可決・成立 （７月13日 公布）

※法務省HP「**民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律等の概要について**」を参考に作成

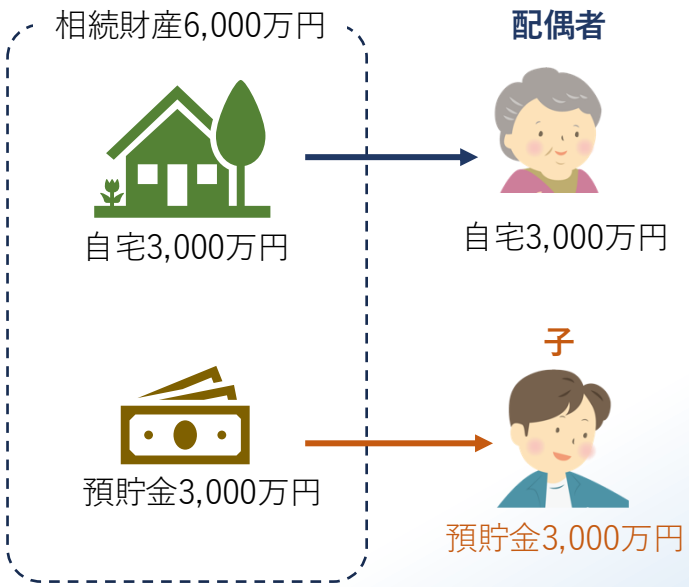
2.相続税法の改正

(1) 民法（相続法）改正に伴う改正（配偶者居住権）〔令和元年度改正〕

配偶者居住権の新設

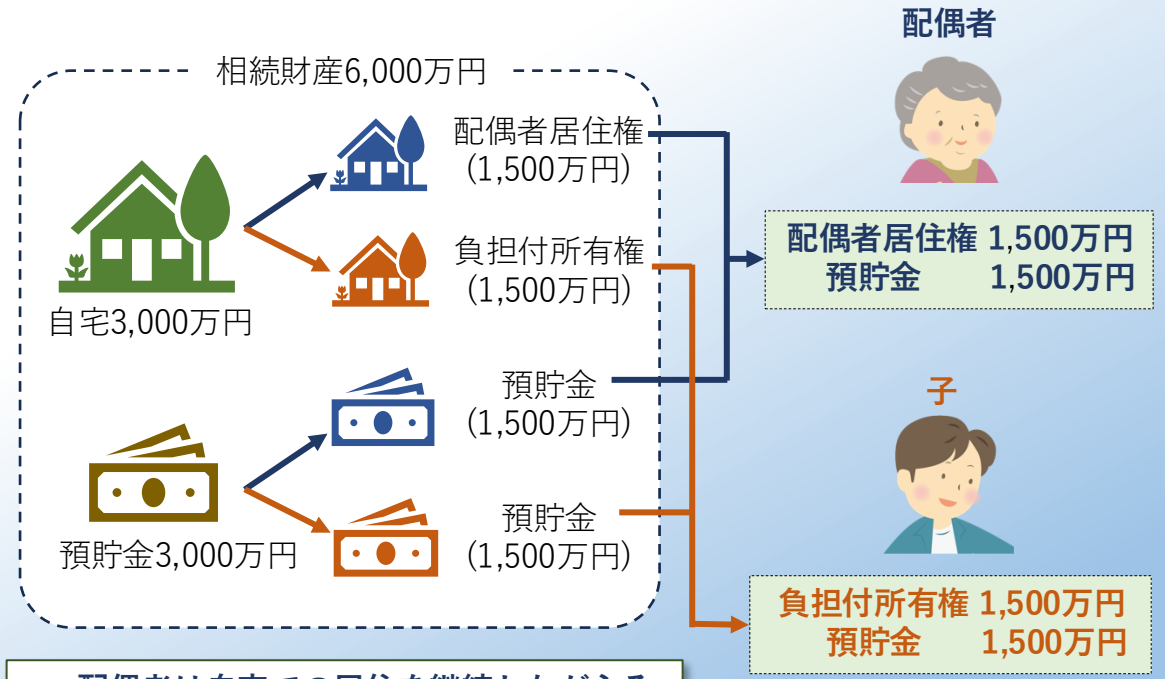
配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利（配偶者居住権）を新設する（民法1028）。

〇配偶者が自宅の所有権を取得する場合
（配偶者と子の相続分＝１：１）



⇒配偶者が自宅を取得する場合、他の財産を受け取れなくなってしまう。

〇配偶者が配偶者居住権を取得する場合



⇒ 配偶者は自宅での居住を継続しながらその他の財産も取得できるようになる。

※法務省HP「配偶者の居住権を長期的に保護するための方策（配偶者居住権）」を参考に作成

2.相続税法の改正

(1) 民法（相続法）改正に伴う改正（配偶者居住権）〔令和元年度改正〕

通達評価（財産評価基本通達）	法定評価（相続税法）
土地、株式、動産　等	地上権、定期金に関する権利　等 **配偶者居住権等【追加：R2.4.1～】**

法定評価財産

時価を把握することが困難である等の理由により、解釈に委ねるのではなく、相続税法に具体的な評価方法が法定。

配偶者居住権の評価方法が法定された理由

相続税法の「時価」は、客観的な交換価値をいい、取引可能な財産を前提。配偶者居住権は譲渡することが禁止されているため、解釈に委ねるには馴染まない。

配偶者居住権の評価額について解釈が確立されているとは言えない現状において解釈に委ねると、どのように評価すれば良いのか納税者が判断するのは困難。納税者によって評価方法が区々となり、課税の公平性が確保できなくなるおそれ。

配偶者の余命年数を大幅に超える存続期間を設定して配偶者居住権を過大に評価し、相続税の配偶者に対する税額軽減の適用を受ける等の租税回避的な行為を防止するため。

※財務省HP「令和元年度税制改正の解説」を基に作成

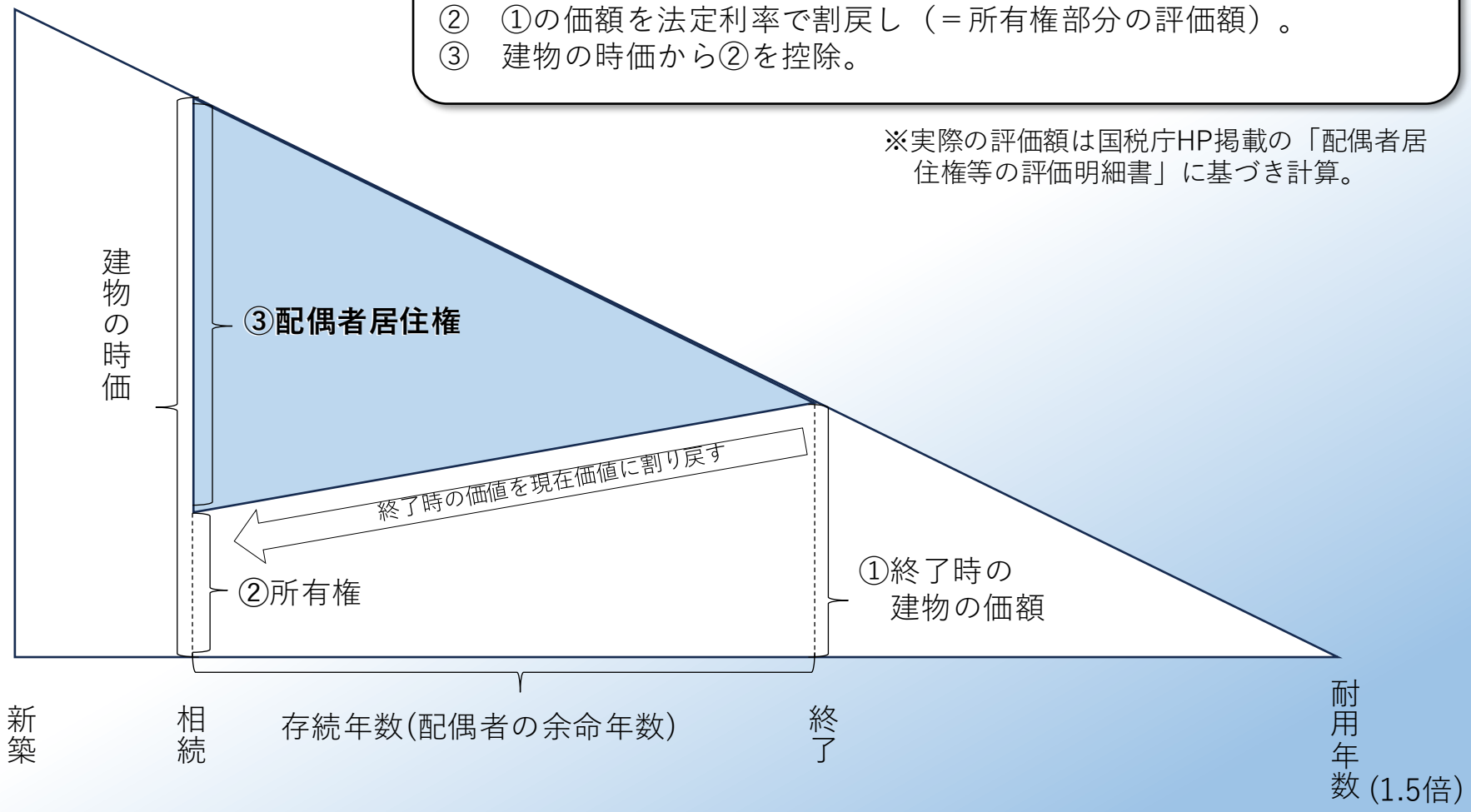
2.相続税法の改正

(1) 民法（相続法）改正に伴う改正（配偶者居住権）〔令和元年度改正〕

配偶者居住権等の評価の考え方

① 終了時の建物の価額（終了時に所有者が利用できる価値）を計算。
② ①の価額を法定利率で割戻し（＝所有権部分の評価額）。
③ 建物の時価から②を控除。

※実際の評価額は国税庁HP掲載の「配偶者居住権等の評価明細書」に基づき計算。

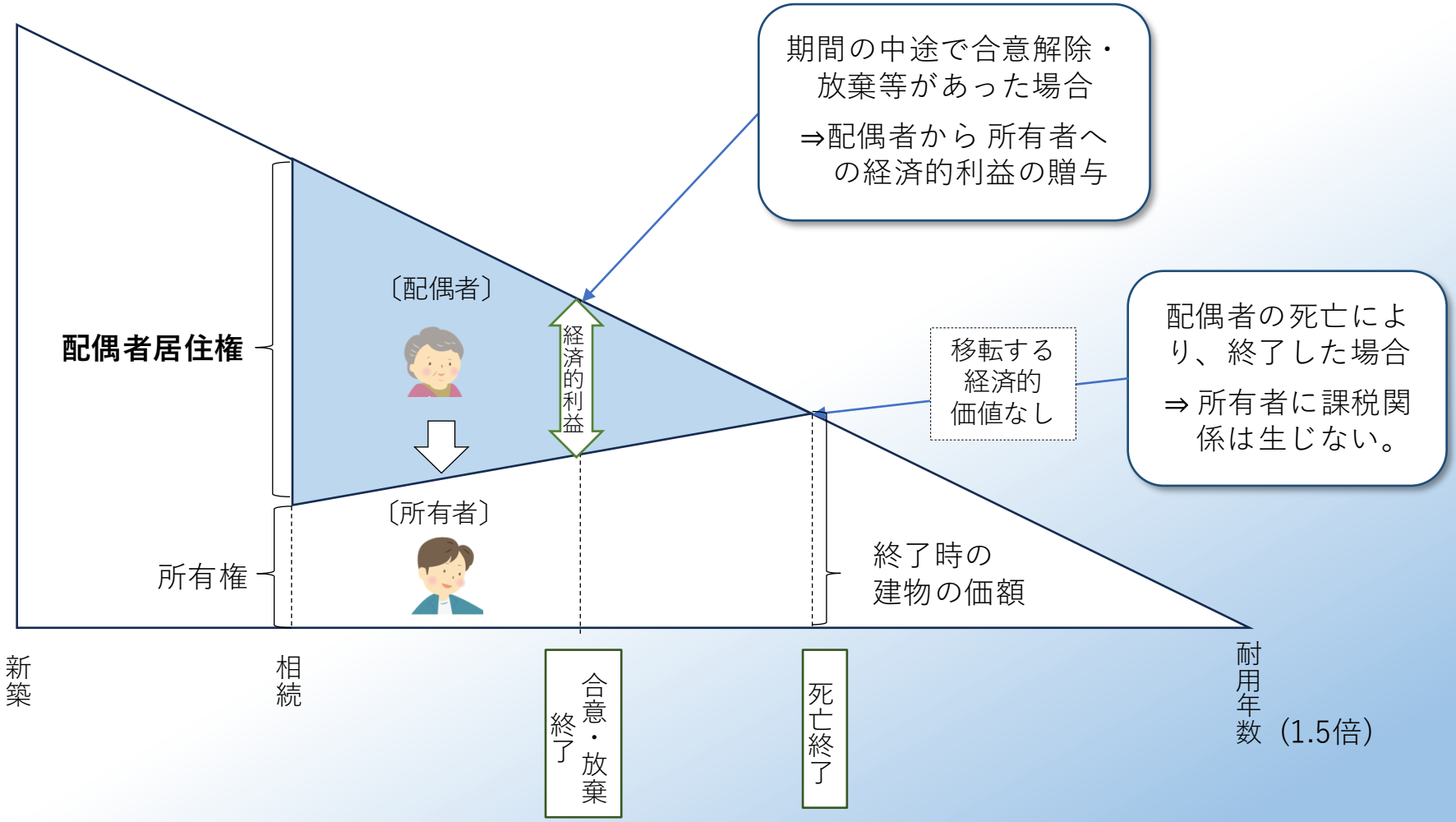


※財務省「令和元年度税制改正の解説」を参考に作成

2.相続税法の改正

(1) 民法（相続法）改正に伴う改正（配偶者居住権）〔令和元年度改正〕

配偶者居住権を設定した後の課税関係



2.相続税法の改正

(2) 生前贈与加算・相続時精算課税制度の改正〔令和５年度改正〕

○改正の背景

平成15年度における税制改革についての答申
(平成14年11月税制調査会)

- 高齢化の進展
- 相続による次世代への資産移転の時期の大幅な遅れ
- 高齢者の保有資産の有効活用を通じた経済社会の活性化の社会的要請
- 生前贈与・相続間で資産移転の時期の選択に対して税制の中立性を確保することが重要

→ **相続時精算課税制度の創設**

資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築に向けた論点整理
(令和４年11月８日税制調査会相続税・贈与税に関する専門家会合)

問題意識

- 高齢世代に資産が偏在・老老相続の増加
- 相続での若年世代への資産移転が進みにくい
- 経済活性化の観点から高齢世代から若年世代への円滑な資産移転が重要
- 一方、高齢世代の資産の適切な税負担のない世代を超えた引き継ぎは格差の固定化につながる
- 相続税の累進負担回避の防止のための贈与税の高い税率構造は、生前贈与をしにくい状態
- 他方、財産を生前に分割して贈与する場合、相続税よりも低い税率が適用される場合もある
- 贈与でも相続でもニーズに即した資産移転が行われるよう、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築する必要

相続時精算課税制度

・使い勝手を向上すべき
・一定の少額以下は課税しないことが考えられるのではないか

暦年課税における生前贈与加算

・現行の加算期間を延ばすことが適当ではないか
・一定額以下の少額贈与に係る取扱いについて検討

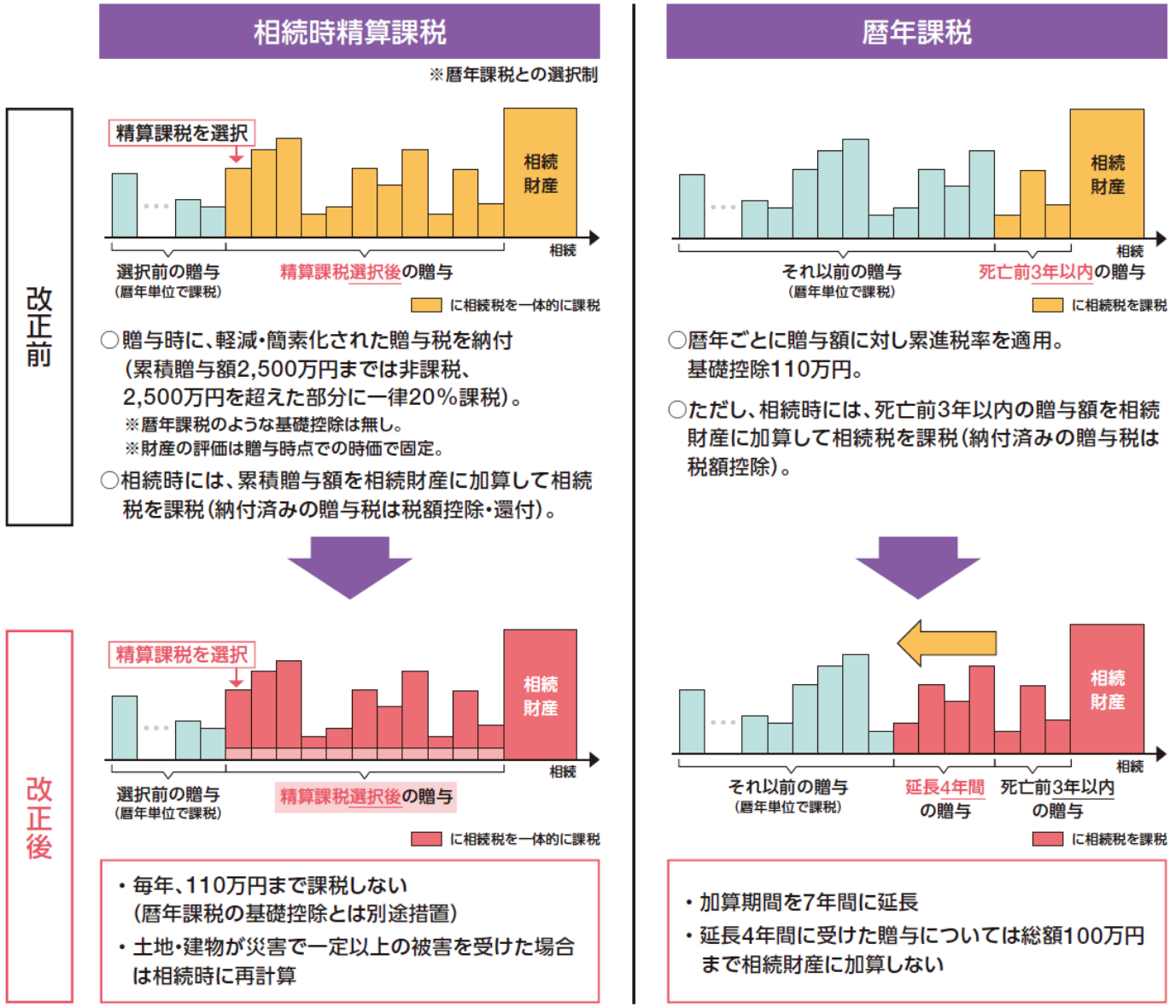
贈与税の非課税措置

世代を超えた格差の固定化につながりかねない懸念

2.相続税法の改正

(2) 生前贈与加算・相続時精算課税制度の改正〔令和５年度改正〕

○改正の内容



※財務省HP「令和５年度税制改正」(令和５年３月発行)より

2.相続税法の改正

(2) 生前贈与加算・相続時精算課税制度の改正〔令和５年度改正〕

○暦年課税における生前贈与の加算対象期間

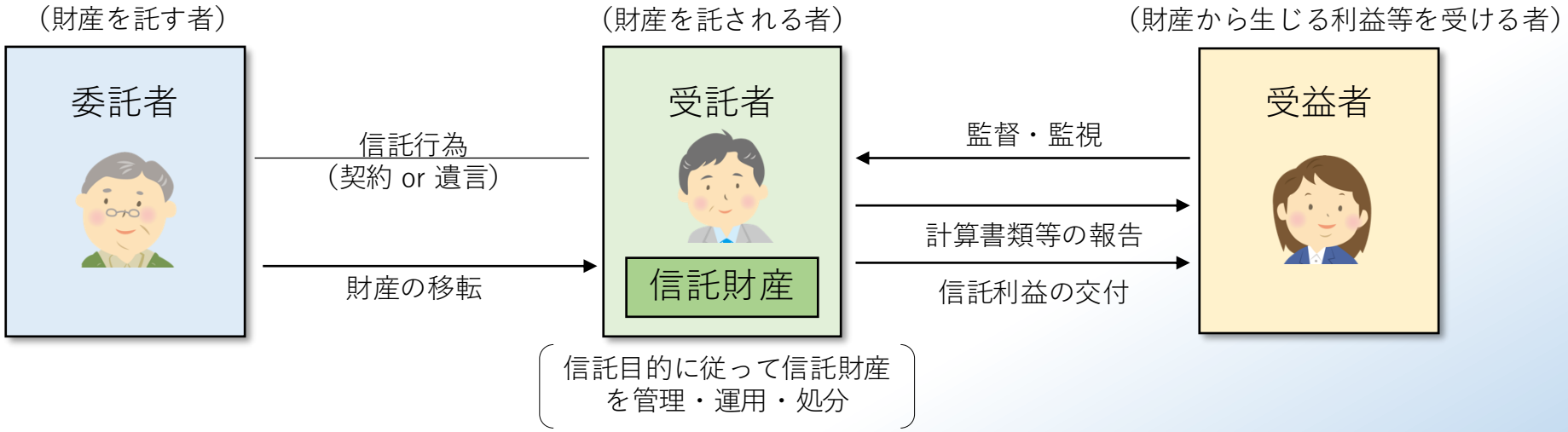
贈与の時期		加算対象期間
～令和５年12月31日		相続開始前３年間
令和６年１月１日～	贈与者の相続開始日	
	令和６年１月１日～令和８年12月31日	相続開始前３年間
	令和９年１月１日～令和12年12月31日	令和６年１月１日～相続開始日
	令和13年１月１日～	相続開始前７年間

※国税庁HP「令和５年度 相続税及び贈与税の税制改正のあらまし（令和5年6月）」より

2.相続税法の改正

(3) 公益信託税制の改正〔令和６年度改正〕

○信託



財産権は、委託者から受託者に移転し、法的に受託者に帰属するが、経済的、実質的な効果は受益者が享受する。

○公益信託

特定の「受益者」の定めがなく、受託者は、公益事務を行うことのみを目的に信託財産の管理・運用・処分を行う。

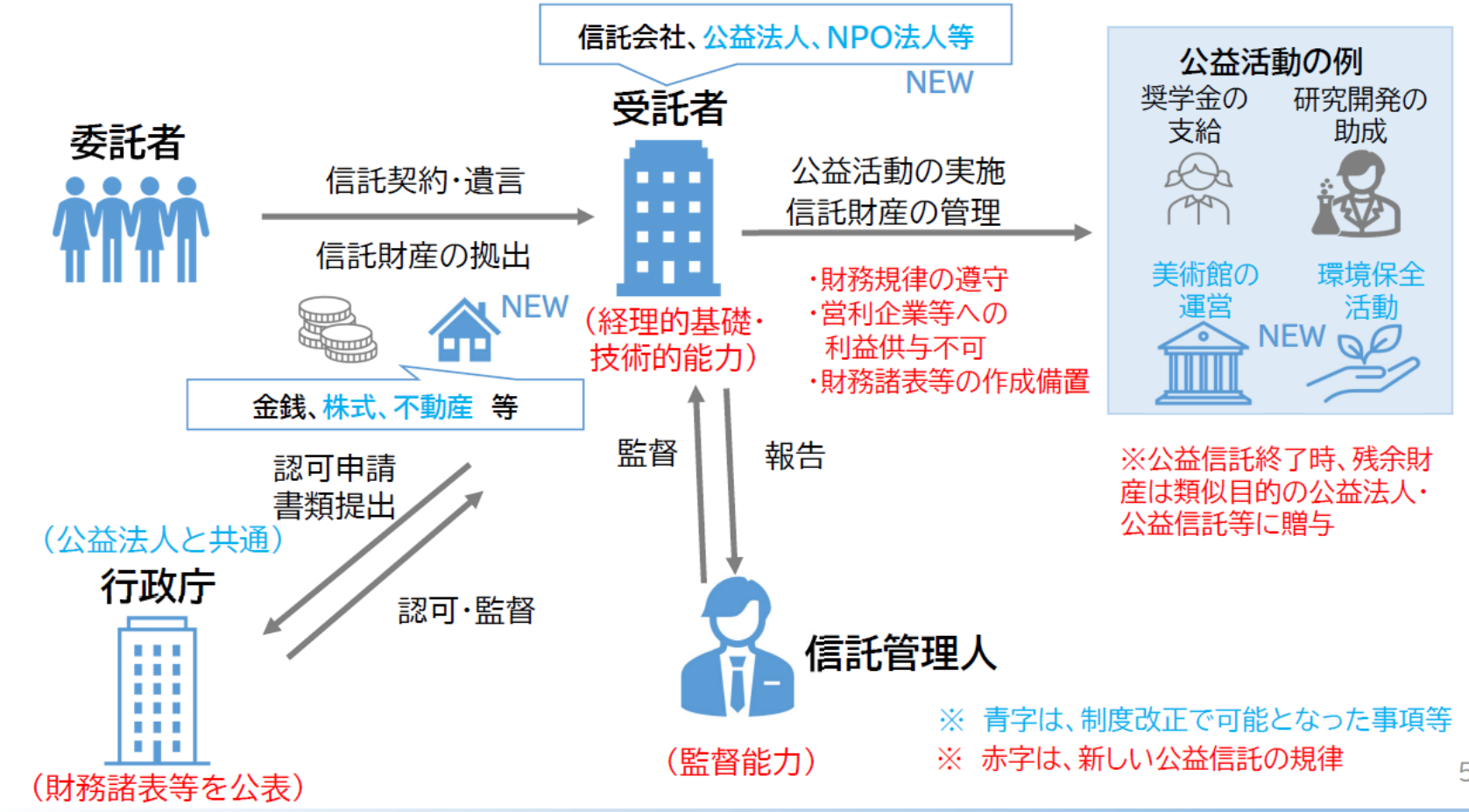
※内閣府公益法人行政担当室「新しい公益信託制度について （令和８年５月版）」を参考に作成

2.相続税法の改正

(3) 公益信託税制の改正〔令和６年度改正〕

新しい公益信託制度の概要

- 公益信託は、**契約・遺言**により**委託者から受託者(担い手)**に託された財産を用いて、受託者が**「委託者の想い」に沿った公益活動**を継続的に行う仕組みです。
- **公益信託制度**の抜本的な見直しにより、民間の公益活動のより身近なツールになることをを目指しています。

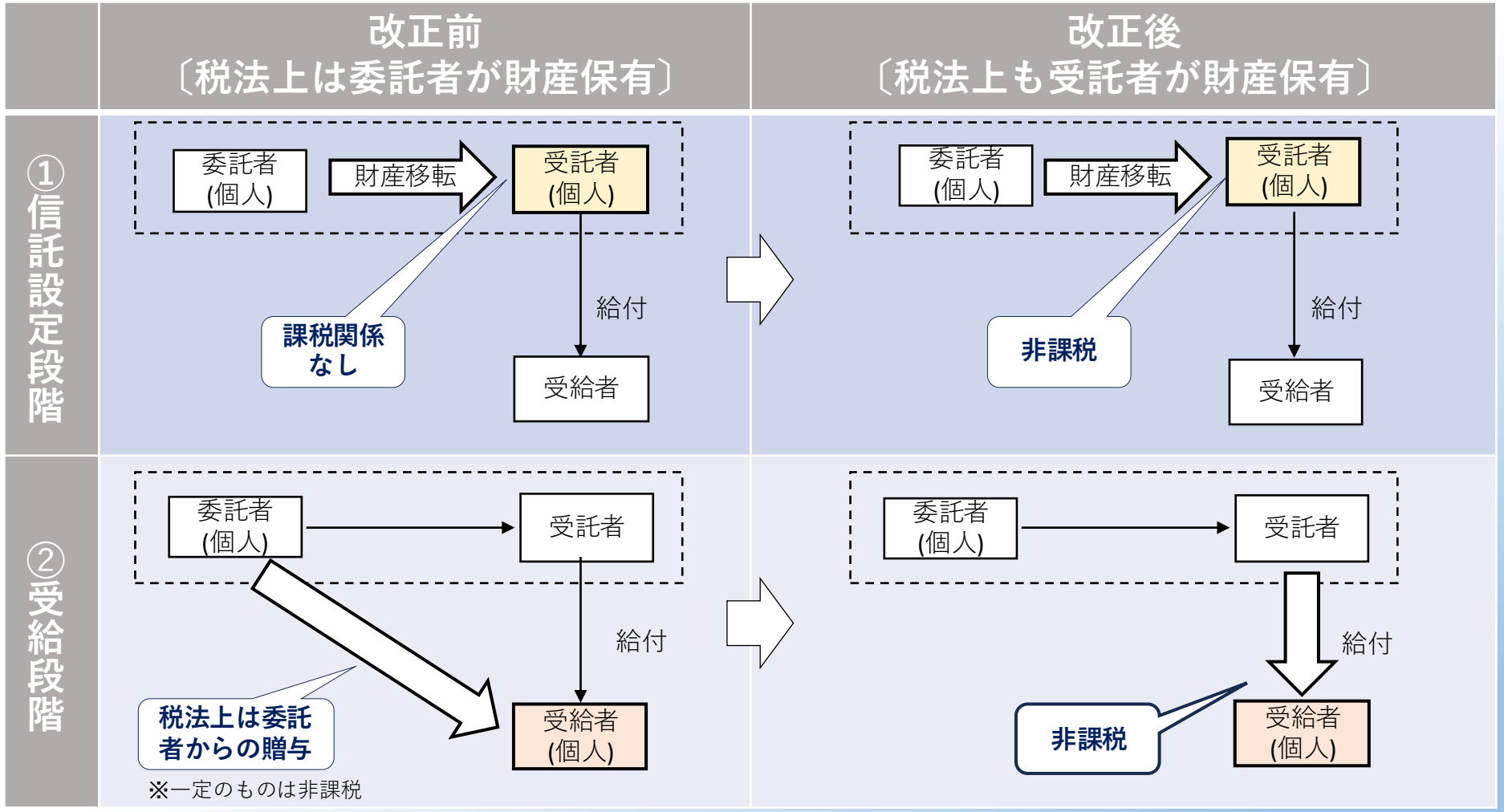


※内閣府公益法人行政担当室「新しい公益信託制度について （令和８年５月版）」より

2.相続税法の改正

(3) 公益信託税制の改正〔令和６年度改正〕

○公益信託の主な相続税・贈与税の課税関係



２.相続税法の改正

〔その他相続税法の改正〕

民法（相続法）の改正（特別寄与料等）に伴う改正 （R元.７.１～）

特別寄与者が取得した特別寄与料に相続税を課税し、相続人が支払った特別寄与料は債務控除の対象とするなど、民法改正に伴う所要の手当。

納税義務の改正（R３.４.１～）

高度外国人材等の日本での就労を促進する観点から、就労等のために日本に居住する外国人が死亡した際、その居住期間にかかわらず、外国に居住する家族等が相続により取得する国外財産を相続税の課税対象から除外（贈与税についても同様）。

民法（成年年齢）の改正に伴う改正（R４.４.１～）

相続税の未成年者控除など20歳を基準とする規定について、民法の成年年齢の引下げを踏まえ、18歳を基準とする旨の改正。

手続規定の改正

・除斥期間満了直前の更正の請求に対する更正に伴い、他の相続人に行う相続税の更正等の期間制限について、特則を創設（R５.４.１～）。
・民法（嫡出推定規定等）の改正に伴う更正の請求の対象事由の拡充（R６.４.１～）。

相続税制の概要と令和における動き

Ⅵ.令和における主な相続税制の改正等

1.改元等に伴う対応

2.相続税法の改正

(1) 民法（相続法）改正に伴う改正（配偶者居住権）〔令和元年度改正〕
(2) 生前贈与加算・相続時精算課税制度の改正〔令和５年度改正〕
(3) 公益信託税制の改正〔令和６年度改正〕

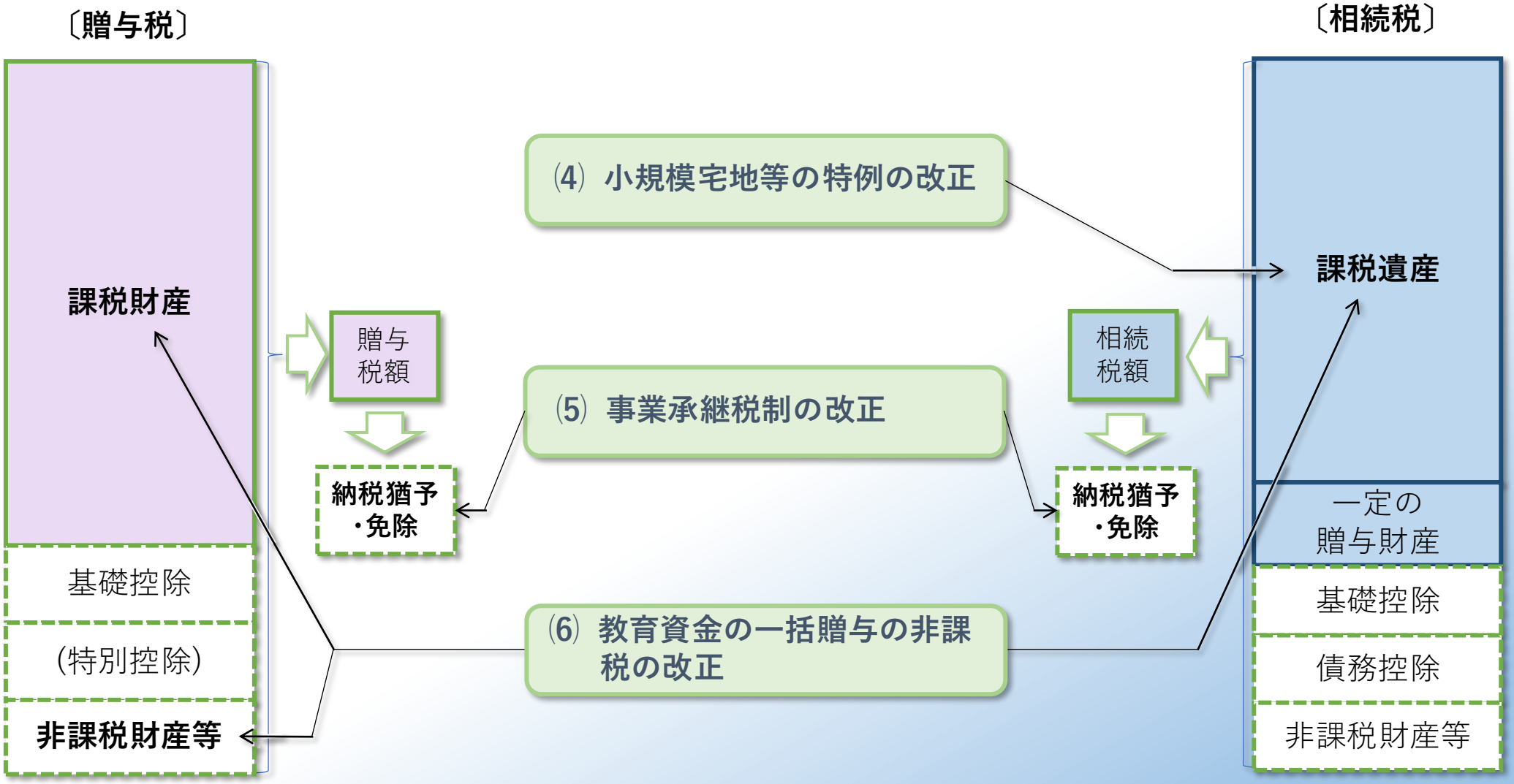
3.租税特別措置法の改正

(4) 小規模宅地等の特例の改正〔令和元年度改正〕
(5) 事業承継税制の改正〔令和元～８年度改正〕
(6) 教育資金の一括贈与の非課税の改正〔令和元～８年度改正〕

4.財産評価に関する通達の改正等

(7) 居住用の区分所有財産の評価について(法令解釈通達)〔令和６年～〕
(8) 貸付用不動産の評価の見直し〔令和９年～〕
(9) 取引相場のない株式の評価の動向〔令和６年～令和８年〕

３.租税特別措置法の改正



3.租税特別措置法の改正

(4) 小規模宅地等の特例の改正〔令和元年度改正〕

相続人の居住や事業の継続への配慮の観点から、一定の要件の下、居住用宅地や事業用宅地の相続税の課税価格を減額。

区分	減額割合	限度面積
居住用宅地	80%	330㎡
事業用宅地	80%	400㎡
貸付事業用宅地	50%	200㎡

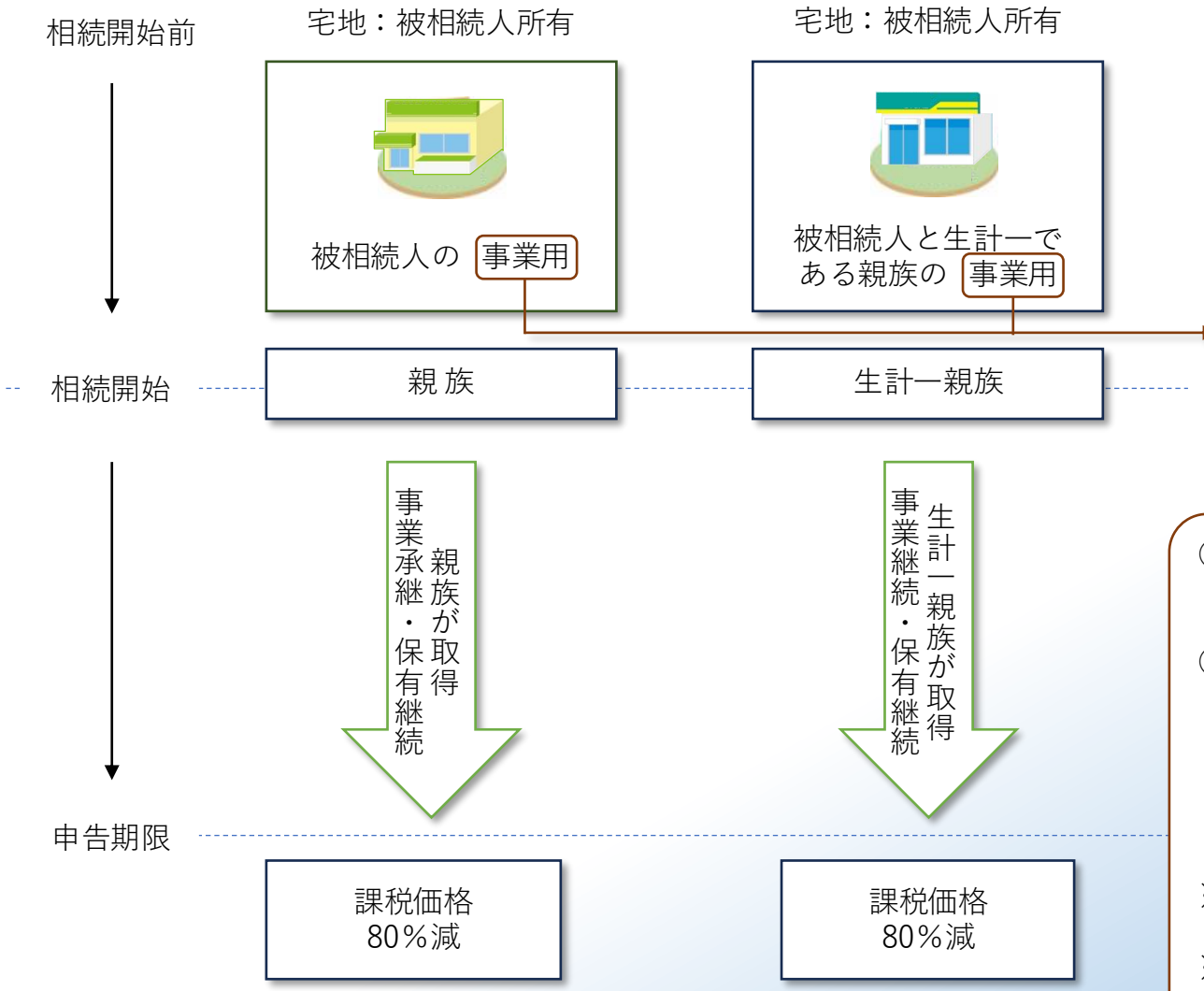
（注１）事業用宅地と居住用宅地とを併用する場合には、それぞれの限度面積まで適用可能（最大で合計730㎡）。また、貸付事業用宅地と事業用又は居住用宅地とを併用する場合には、貸付用宅地の限度面積200㎡に換算した範囲内で、事業用又は居住用宅地にも適用可能。

（注２）宅地の取得者の区分に応じて、申告期限まで居住や事業の継続・宅地の保有継続などの要件を満たすことが必要。

※財務省HP「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」を一部加工

3.租税特別措置法の改正

(4) 小規模宅地等の特例の改正〔令和元年度改正〕



平成31年度税制改正大綱（抄）
自由民主党・公明党(平成30年12月14日)

現行の事業用の小規模宅地特例について、貸付事業用の小規模宅地特例の例にならい、節税を目的とした駆け込み的な適用など、**本来の趣旨を逸脱した適用を防止**するための最小限の措置を講ずる。

①相続開始前３年以内に新たに事業の用に供された宅地等については特例の対象から除外。

②ただし、①に該当する宅地であっても、その宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額がその宅地等の相続時の価額の15%以上であれば特例の適用対象とする（注）。

(注)これは、この特例の平均的な減税効果を上回る程度の投資を行った事業者については特例が見込まれるよう配慮したもの。

※原則として、平成31年４月以後の相続・遺贈により取得する財産に係る相続税から適用。

※その他所要の措置が講じられている。

（上記の大綱及び財務省「令和元年度税制改正の解説」を参考に記載）

※具体的な要件は、国税庁HP「相続税の申告のしかた（令和８年分用）」等を参照

3.租税特別措置法の改正

(5) 事業承継税制〔法人版〕の改正〔令和元～８年度改正〕

中小企業の先代経営者から、後継者がその会社の非上場株式等を相続・贈与により取得した一定の場合には、その非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税が猶予され、後継者の死亡等の場合には免除。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく関与

特例承継計画の提出

令和９年９月30日までに特例承継計画を都道府県に提出

相続・贈与

都道府県知事の認定

会社、後継者(**３人まで**)に関する要件の判定

申告期限

事業の継続(５年間)

・代表者であること
・株式等の保有継続
・**雇用要件(弾力化**(注1))　等

株式等の保有継続等

後継者の死亡等

・後継者の死亡
・更なる後継者への贈与
・**経営環境が悪化した場合の株式の譲渡**　等

申告・担保提供 → 取得した株式等の**100%**に対応する相続税・贈与税の**納税を猶予**

要件を満たさなくなった場合 → **全額納付**(注２)

株式等の譲渡等 → 譲渡等した株式等に対応する税額を**納付**(注２)

猶予税額の免除

主な改正内容

○H31.4.1～
　確定事由：資産管理会社非該当要件の緩和
※R2.4.1～
　民法(債権法)改正に伴う改正
○R3.4.1～
　適用要件（相続税）：
　　後継者役員就任要件の緩和
※R4.4.1～
　民法(成年年齢)改正に伴う改正
○R7.1.1～
　適用要件（贈与税）：
　　後継者役員就任要件の緩和

（注１）経営状況の悪化等を理由に、５年間の平均が８割を満たせなかった場合には、認定支援機関の指導助言を受けることが必要となる。
（注２）猶予税額の納付に併せて利子税を納付。利子税の割合（措置法の特例適用後）は、年０.６％（利子税特例基準割合1.3%の場合）。
（参考）本措置を利用した場合、当初の５年間は毎年、５年経過後は３年に１回、継続届出書を税務署へ提出することとされている。
※青字は、特例措置（平成30年１月からの10年間の措置）のみの措置

※財務省HP「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を参考に作成
※具体的な要件等は、国税庁HP「事業承継税制特集」を参照

3.租税特別措置法の改正

(5) 事業承継税制〔個人版〕の改正〔令和元～8年度改正〕

個人事業者である先代経営者から、後継者が一定の事業用資産を相続・贈与により取得した場合には、その事業用資産に係る相続税・贈与税の納税が猶予され、後継者の死亡等の場合には免除（平成31年1月からの10年間の措置）。

承継計画の提出

令和10年9月30日までに承継計画を都道府県に提出

先代経営者の青色申告の承認

相続・贈与

都道府県知事の認定

事業、資産等に関する要件の判定

後継者の青色申告の承認

申告期限

事業・資産保有の継続等

- 3年毎に継続届出書を提出
- 5年経過後に、事業用資産を現物出資して会社を設立（法人成り）した場合は、後継者によるその会社の株式等の保有を前提に、猶予を継続

後継者の死亡等

- 後継者の死亡
- 後継者が一定の障害事由に該当
- 更なる後継者への贈与
- 経営環境が悪化した場合の事業用資産の譲渡・廃業　等

申告・担保提供

要件を満たさなくなった場合

事業用資産が事業の用に供されなくなった場合

事業用資産の課税価格に対応する相続税・贈与税の納税を猶予(注1)	**全額納付**(注2)	供されなくなった部分に対応する税額を納付(注2)	**猶予税額の免除**

主な改正内容

○H31.1.1：創設

○R3.4.1～
適用対象：特定事業用資産の範囲拡大(一定の自家用自動車)

○R7.1.1～
適用要件（贈与税）：
後継者事業従事要件の緩和

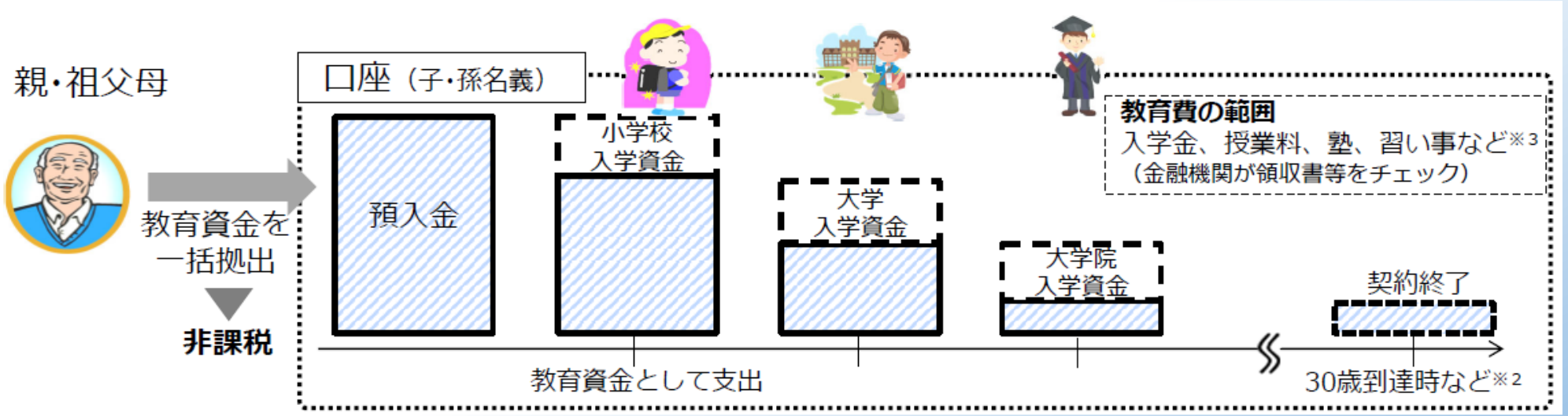
（注1）相続税について、被相続人に債務がある場合には、特例事業用資産の価額から債務の額（明らかに事業用でない債務の額を除く。）を控除した額を基に猶予税額を計算。
（注2）猶予税額の納付に併せて利子税を納付。利子税の割合（措置法の特例適用後）は、年0.6％（利子税特例基準割合1.3%の場合）。

※財務省HP「個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を参考に作成
※具体的な要件等は、国税庁HP「事業承継税制特集」を参照

3.租税特別措置法の改正

⑹ 教育資金の一括贈与の非課税の改正〔令和元～８年度改正〕

○ **概要**：親・祖父母（贈与者）が、金融機関（信託銀行・銀行等・証券会社）の子・孫（受贈者）名義の専用口座に教育資金を一括して拠出した場合には、1,500万円まで非課税とする。
○ **適用期間**：平成25年４月１日～令和８年３月31日（**期限延長せず〔R8改正〕**）
○ **受贈者**：子・孫（０歳～29歳）（**合計所得金額1,000万円以下〔H31.4.1～〕**）
○ **贈与者死亡時：死亡時の残高を相続財産に加算〔H31.4.1～〕**（※1）
○ **契約終了時**（※２）：残高に対して、贈与税を課税（**特例税率でなく一般税率を適用〔R5.4.1～〕**）。



※１ **受贈者が①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、加算の対象外〔H31.4.1～〕。２割加算（相法18）の対象〔R3.4.1～〕。ただし、贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が５億円を超える場合は、受贈者の年齢等に関わらず加算〔R５.4.1～〕。**
※２ ⑴30歳に達した日（**学校等に在学・教育訓練を受講中の場合を除く）、⑵30歳に達した日後に年間で学校等に在学・教育訓練を受講した日がなかった年の年末、⑶40歳に達した日〔R元.7.1～〕**、⑷信託財産等が零になった場合において教育資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日。
※３ **23歳以上の受贈者については、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練の受講費用に限定〔R元.7.1～〕。**

※財務省HP（2026年５月１日時点）「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」を一部加工
※具体的な要件等は、国税庁HP「祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし」を参照

相続税制の概要と令和における動き

Ⅵ.令和における主な相続税制の改正等

1 .改元等に伴う対応

2 .相続税法の改正

⑴　民法（相続法）改正に伴う改正（配偶者居住権）〔令和元年度改正〕
⑵　生前贈与加算・相続時精算課税制度の改正〔令和５年度改正〕
⑶　公益信託税制の改正〔令和６年度改正〕

3 .租税特別措置法の改正

⑷　小規模宅地等の特例の改正〔令和元年度改正〕
⑸　事業承継税制の改正〔令和元～８年度改正〕
⑹　教育資金の一括贈与の非課税の改正〔令和元～８年度改正〕

4 .財産評価に関する通達の改正等

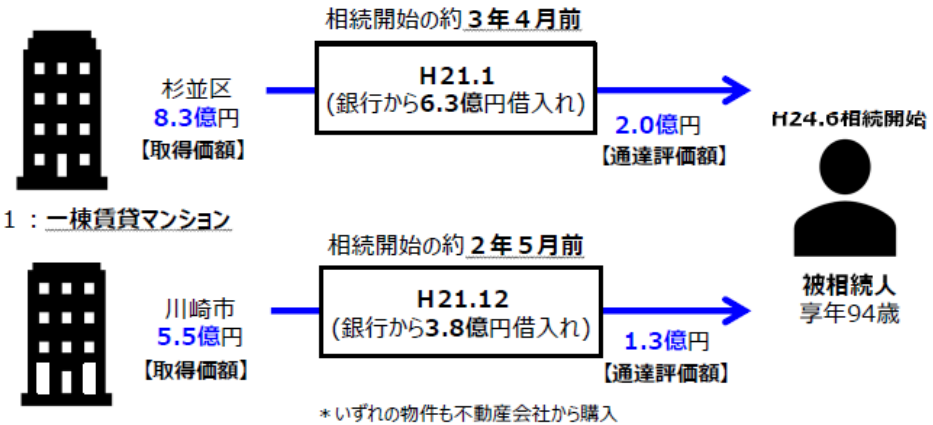
⑺　居住用の区分所有財産の評価について(法令解釈通達)〔令和６年～〕
⑻　貸付用不動産の評価の見直し〔令和９年～〕
⑼　取引相場のない株式の評価の動向〔令和６年～令和８年〕

4.財産評価に関する通達の改正等

(7) 居住用の区分所有財産の評価について(法令解釈通達)〔令和６年～〕

最高裁判所（第三小法廷）令和４年４月19日判決

● **事案の概要**



かい離（圧縮額） 10.5億円*
取得価額13.8億円 ↘ 通達評価額3.3億円
税負担の軽減 2.4億円*
相続税額2.4億円 ↘ 0円
＊物件１・２の合計額

かい離＝取得価額－通達評価額

【概要】
- 被相続人は、銀行から**10.1億円を借り入れ**、相続開始直前に一棟賃貸マンション及び分譲マンションを**合計13.8億円で購入**
- 相続人らは、各不動産を評価通達に基づき**合計3.3億円**と評価
- 相続人らは、各不動産の取得に係る**借入金残高10億円**を債務控除し、**相続税額を０円（2.4億円減額）**として申告

○ **各価額の比較**

物件	種類	構造等	取得日	①取得価額	②通達評価額	③鑑定評価額	かい離額(①-②)	かい離率 取得/通達(①/②)	かい離率 取得/鑑定(①/③)
1	共同住宅・店舗	ＲＣ８階	H21.1.30	8.3億円	2.0億円	7.5億円	6.3億円	4.18倍	1.11倍
2	居宅(区分所有)	ＲＣ７階	H21.12.25	5.5億円	1.3億円	5.1億円	4.2億円	4.11倍	1.06倍

＊ この事例等を契機として、**マンション通達**（R5.9.28付課評2-74ほか１課共同「居住用の区分所有財産の評価について」（法令解釈通達））**を新設**

4

出典：税制調査会HP 令和７年11月13日国税庁「説明資料〔財産評価を巡る諸問題〕」

４.財産評価に関する通達の改正等

⑺　居住用の区分所有財産の評価について(法令解釈通達)〔令和６年～〕

最高裁判所（第三小法廷）令和４年４月19日判決

租税法上の一般原則としての平等原則は、租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に取り扱われることを要求するものと解される。そして、評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることは、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、上記の平等原則に違反するものとして違法というべきである。

もっとも、上記に述べたところに照らせば、**相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとすることが上記の平等原則に違反するものではない**と解するのが相当である。

４.財産評価に関する通達の改正等

⑺　居住用の区分所有財産の評価について(法令解釈通達)〔令和６年～〕

「居住用の区分所有財産の評価について」（法令解釈通達）の趣旨について(情報)
（資産評価企画官情報第２号令和５年10月11日）

不動産の**相続税評価額と市場価格とに大きな乖離**がある事例について、評価通達６((この通達の定めにより難い場合の評価))の適用が争われた**最高裁令和４年４月19日判決以降、当該乖離に対する批判の高まり**や、**取引の手控えによる市場への影響を懸念**する向きも見られたことから、**課税の公平**を図りつつ、**納税者の予見可能性**を確保する観点からも、類似の取引事例が多い**分譲マンション**については、いわゆるタワーマンションなどの一部のものに限らず、広く一般的に**評価方法を見直す必要性**が認められた。

※令和５年度税制改正大綱（令和４年12月16日自由民主党公明党）

第一　令和５年度税制改正の基本的考え方等

５．円滑・適正な納税のための環境整備

(5) マンションの相続税評価について

マンションについては、市場での売買価格と通達に基づく相続税評価額とが大きく乖離しているケースが見られる。現状を放置すれば、マンションの相続税評価額が個別に判断されることもあり、納税者の予見可能性を確保する必要もある。このため、**相続税におけるマンションの評価方法**については、**相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化を検討**する。

４.財産評価に関する通達の改正等

(7) 居住用の区分所有財産の評価について(法令解釈通達)〔令和６年～〕

マンションの相続税評価の方法と乖離の要因分析

○ 現行のマンションの評価方法

相続等で取得した財産の時価（マンション（一室）の評価額）は、不動産鑑定価格や売却価格が通常不明であることから、次の①と②の合計額としている（通達）。

① 建物（区分所有建物）の価額
＝ 建物の固定資産税評価額×１．０

＋

② 敷地（敷地利用権）の価額
＝ 敷地全体の面積×共有持分×平米単価（路線価等）

○ 評価額が市場価格と乖離する主な要因

- 建物の評価額は、再建築価格をベースに算定されている。他方、市場価格はそれに加えて建物の総階数、マンション一室の所在階も考慮されているほか、評価額への築年数の反映が不十分だと、評価額が市場価格に比べて低くなるケースがある（建物の効用の反映が不十分）。
- マンション一室を所有するための敷地利用権は、共有持分で按分した面積に平米単価を乗じて評価されるが、この面積は一般的に高層マンションほどより細分化され狭小となるため、このように敷地持分が狭小なケースは立地条件の良好な場所でも、評価額が市場価格に比べて低くなる（立地条件の反映が不十分）。

相続税評価額が市場価格と乖離する要因となっている築年数、総階数（総階数指数）、所在階、敷地持分狭小度の４つの指数に基づいて、評価額を補正する方向で通達の整備を行う。

具体的には、これら４指数に基づき統計的手法により乖離率を予測し、その結果、評価額が市場価格理論値の60%（一戸建ての評価の現状を踏まえたもの）に達しない場合は60%に達するまで評価額を補正する。

出典：国税庁HP「マンションに係る財産評価基本通達に関する有識者会議第３回資料（令和５年６月22日）」

4.財産評価に関する通達の改正等

(7) 居住用の区分所有財産の評価について(法令解釈通達)〔令和６年～〕

○居住用の区分所有財産（いわゆる分譲マンション一室）の価額のイメージ（自用の場合）

分譲マンションの価額 ＝

区分所有権の価額

＝〔家屋の固定資産税評価額×1.0〕 × 区分所有補正率

＋

敷地利用権の価額

＝〔路線価（円/㎡）× 地積（固定資産税評価額×評価倍率） ×敷地権(共有持分)の割合〕 × 区分所有補正率

この個別通達の適用がないもの

- 構造上、主として居住の用途に供することができるもの以外のもの（事業用のテナント物件など）
- 区分建物の登記がされていないもの（一棟所有の賃貸マンションなど） 等

区 分	区分所有補正率
評価水準 ＜ 0.6	**評価乖離率** × 0.6
0.6 ≦ **評価水準** ≦ 1	補正なし （本通達適用前の評価方法で評価）
1 ＜ **評価水準**	**評価乖離率**

評価水準(評価乖離率の逆数)

1 ÷ **評価乖離率**

評価乖離率

A ＋ B ＋ C ＋ D ＋ 3.220

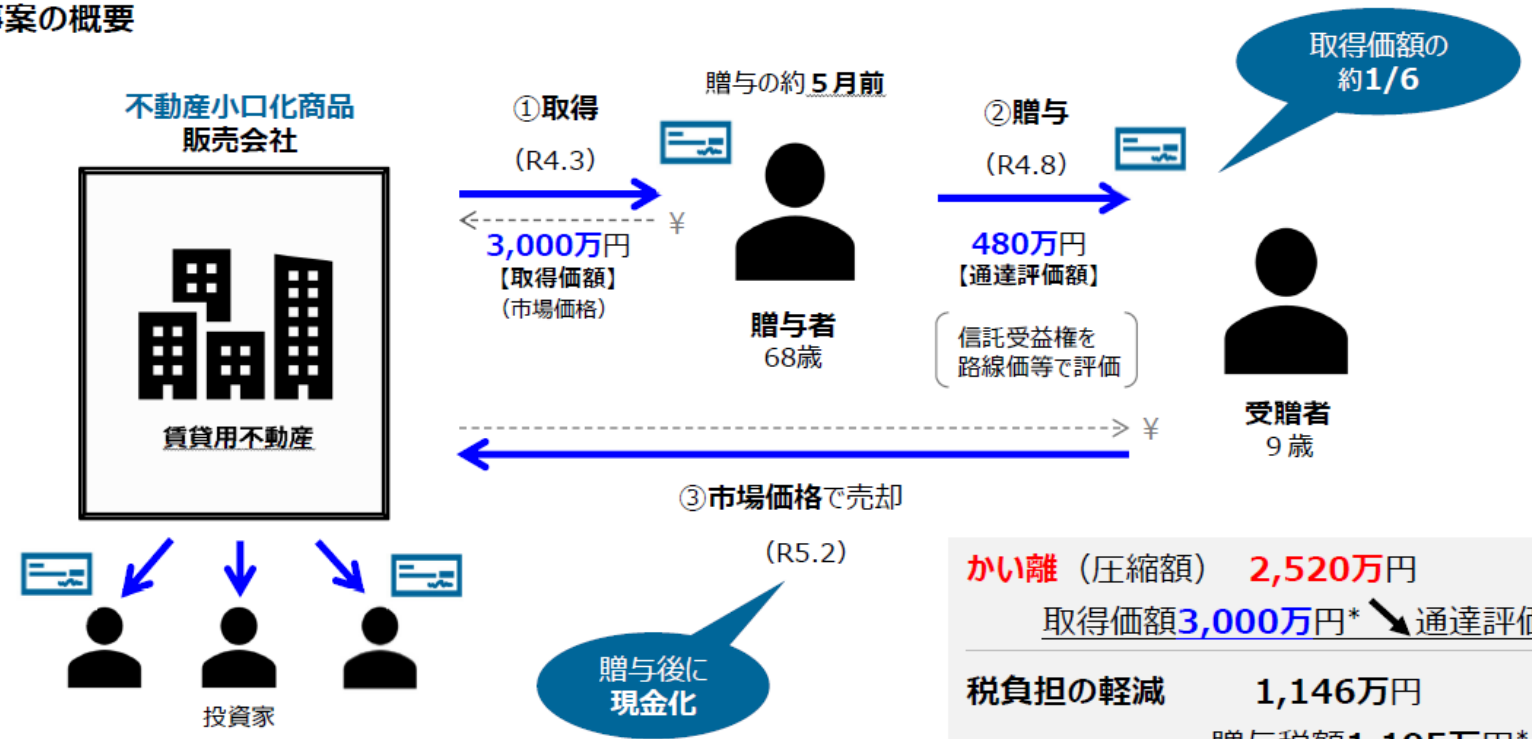
A…一棟の区分所有建物の築年数 × △0.033
B…一棟の区分所有建物の総階数指数※ × 0.239
※ 総階数（地階を含まない。）を33で除した値
C…一室の区分所有権等に係る専有部分の所在階 × 0.018
D…一室の区分所有権等に係る敷地持分狭小度※ × △1.195
※敷地持分狭小度 ＝敷地利用権の面積 ÷ 専有部分の面積

※実際の評価額の計算は、「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」等により計算

4.財産評価に関する通達の改正等

⑻ 貸付用不動産の評価の見直し〔令和９年～〕

● 事案の概要



かい離（圧縮額） 2,520万円

取得価額3,000万円* ↘ 通達評価額480万円

税負担の軽減 1,146万円

贈与税額1,195万円* ↘ 49万円

*現金で贈与をした場合

かい離＝取得価額－通達評価額

【概要】

- 贈与者は、甲社（販売会社）から不動産小口化商品（信託受益権）を**3,000万円で購入**
- 贈与者は、受贈者にその信託受益権を贈与
- 受贈者は、その信託受益権を評価通達に基づき**480万円**と評価（**贈与税額を1,146万円減額**）
- 受贈者は、その信託受益権を甲社に売却（この売却時、**取得価額とほぼ同額で現金化**）

出典：税制調査会HP 令和７年11月13日国税庁「説明資料〔財産評価を巡る諸問題〕」

4.財産評価に関する通達の改正等

⑻　貸付用不動産の評価の見直し〔令和９年～〕

令和８年度税制改正の大綱（令和７年12月26日閣議決定）

二　資産課税

３　その他

（国　税）

（4）相続税等の財産評価の適正化

相続税法の時価主義の下、貸付用不動産の市場価格と相続税評価額との乖離の実態を踏まえ、その取引実態等を考慮し、次の見直しを行う。

①　被相続人等が**課税時期前５年以内**に**対価を伴う取引**により取得又は新築をした**一定の貸付用不動産**については、課税時期における**通常の取引価額**に相当する金額によって評価する。

（注）省　略

②　**不動産特定共同事業契約又は信託受益権**に係る金融商品取引契約のうち一定のものに基づく権利の目的となっている**貸付用不動産**については、その取得の時期にかかわらず、課税時期における**通常の取引価額**に相当する金額によって評価する。

（注）省　略

（注）上記の改正は、**令和９年１月１日以後に相続等により取得をする財産の評価に適用**する。ただし、上記①の改正については、当該改正を通達に定める日までに、被相続人等がその所有する土地（同日の５年前から所有しているものに限る。）に新築をした家屋（同日において建築中のものを含む。）には適用しない。

4.財産評価に関する通達の改正等

⑼　取引相場のない株式の評価の動向〔令和６年～令和８年〕

令和５年度決算検査報告（令和６年11月６日会計検査院）

第4章　国会及び内閣に対する報告並びに特定検査対象に関する検査状況等
　第2節　特定検査対象に関する検査状況
　　第4　相続等により取得した財産のうち取引相場のない株式の評価について
　　4　本院の所見

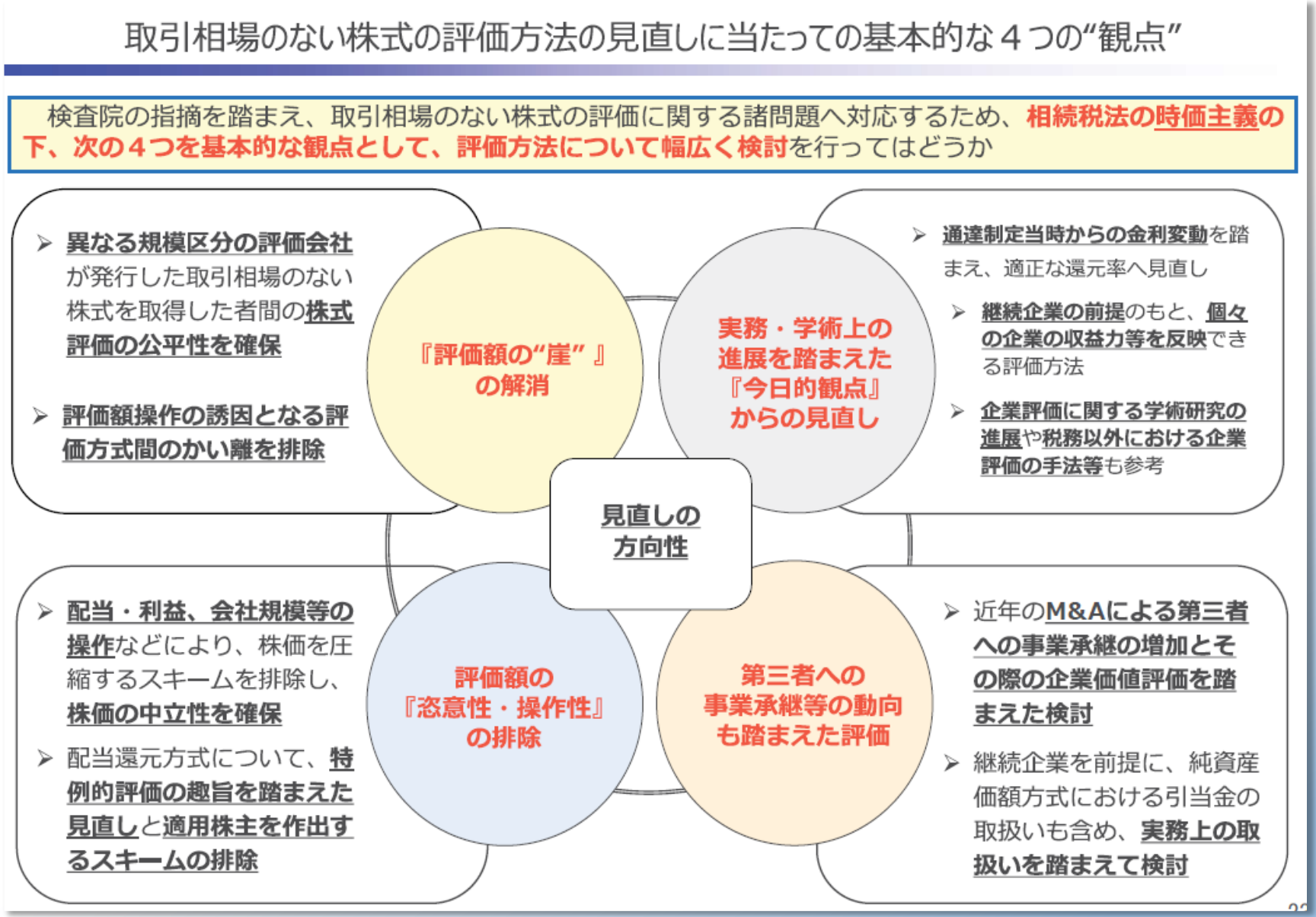
　原則的評価方式において**各評価方式の間で評価額にかい離**が生じていることにより、**類似業種比準価額を適用する割合がより高くなる規模の大きな区分の会社ほど評価額が相対的に低く算定**されることになり、この状況は**評価通達の改正等の影響により拡大**したと思料される。このような状況は、取引相場のない株式では各評価方式による評価額が同水準となることが必ずしも予定されていないことを考慮したとしてもなお、**異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間で株式の評価の公平性が必ずしも確保されているとはいえない**と思料される。

　また、**配当還元方式の還元率**は、**社会経済の変化に応じたものとはなっておらず**、評価の安全性を考慮しているものであるとしても、**近年の金利の水準と比べて相対的に高い率**となっているおそれがある。このため、これに基づいて算定される評価額は**通達制定当時と比べて相対的に低くなっている**おそれがあると思料される。

　ついては、**国税庁において**、相続等により取得した財産のうち**取引相場のない株式の評価**について、**異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間での株式の評価の公平性**や**社会経済の変化**を考慮するなどして、**評価制度の在り方について様々な視点からより適切なものとなるよう検討**を行っていくことが肝要である。

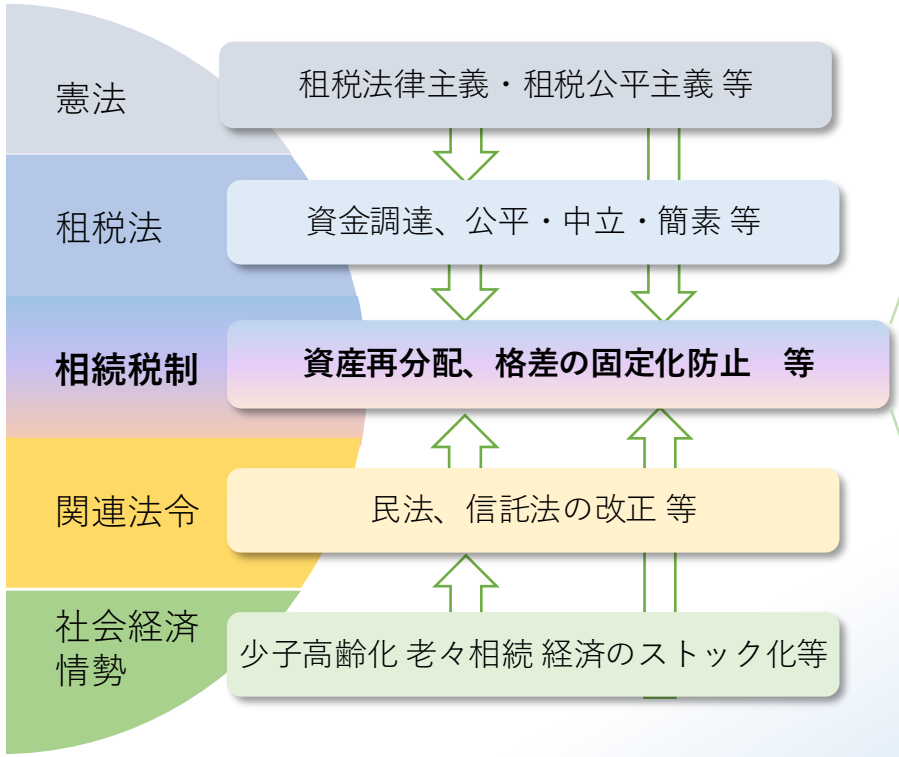
4.財産評価に関する通達の改正等

⑼ 取引相場のない株式の評価の動向〔令和６年～令和８年〕



出典：国税庁HP「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議（第１回）資料（2026年４月20日）」

まとめ



〔令和における相続税制の動き〕

相 続 税 法

・資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築
　（資産の再分配機能の確保・資産の早期の世代間移転の促進）
・社会経済情勢の変化に伴う私法の改正への対応
・経済のボーダーレス化への対応　等

租税特別措置法

・政策目的に応じた拡充
・制度趣旨の徹底　・格差の固定化防止の観点からの縮減

財 産 評 価

・評価の適正化　・評価の公平性　・予見可能性の確保

ご清聴ありがとうございました

○**国税の個別の制度**を知りたいときは → 国税庁 → 検索

○**税制改正の概要**を知りたいときは → 財務省　税制 → 検索

○**税制調査会の資料**を見たいときは → 税制調査会 → 検索